

桐生市地域防災計画（修正案）

【新旧対照表】

ページ	修正前	修正後								
総 - 4	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 桐生市</p> <p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報に関すること。</p> <p>7～16 (略)</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1 桐生市</p> <p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>に関すること。</p> <p>7～16 (略)</p>								
総 - 5	<table border="1" data-bbox="359 478 1555 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="359 478 685 548">機 関 名</th> <th data-bbox="694 478 1555 548">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="359 554 685 898">東京管区気象台 (前橋地方気象台)</td> <td data-bbox="694 554 1555 898"> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市が行う<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5・6 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 市が行う<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5・6 (略)</p>	<table border="1" data-bbox="1564 478 2769 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="1564 478 1890 548">機 関 名</th> <th data-bbox="1899 478 2769 548">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1564 554 1890 898">東京管区気象台 (前橋地方気象台)</td> <td data-bbox="1899 554 2769 898"> <p>1～3 (略)</p> <p>4 市が行う<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5・6 (略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 市が行う<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5・6 (略)</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 市が行う<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5・6 (略)</p>									
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱									
東京管区気象台 (前橋地方気象台)	<p>1～3 (略)</p> <p>4 市が行う<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル及びハザードマップなどの作成に対する技術的な支援・協力に関すること。</p> <p>5・6 (略)</p>									
予 - 5	<p style="text-align: center;">第1部 災害予防</p> <p>第1章 風水害・雪害に強いまちづくり</p> <p>第4節 農地防災事業の推進</p> <p>2 ため池等整備事業等の推進</p> <p>(2) 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある<u>ため池</u>について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きい<u>ため池</u>から_____防災重点ため池として、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1部 災害予防</p> <p>第1章 風水害・雪害に強いまちづくり</p> <p>第4節 農地防災事業の推進</p> <p>2 ため池等整備事業等の推進</p> <p>(2) 市は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある<u>ため池等</u>について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きい<u>ため池等</u>から<u>農業用ダム</u>・防災重点ため池として、ハザードマップの作成等により、住民等に適切な情報提供を図るものとする。</p>								
予 - 11	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、<u>避難勧告、避難指示(緊急)</u>及び災害発生情報のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する必要がある。(以下、風水害・雪害対策編において、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」、「<u>避難指示(緊急)</u>」及び「<u>災害発生情報</u>」をまとめて「<u>避難勧告等</u>」という。)</p> <p>市は、ためらうことなく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、<u>避難指示</u>及び<u>緊急安全確保</u>のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める<u>高齢者等避難</u>を伝達する必要がある。(以下、風水害・雪害対策編において、「<u>高齢者等避難</u>」、「<u>避難指示</u>」及び「<u>緊急安全確保</u>」をまとめて「<u>避難指示等</u>」という。)</p> <p>市は、ためらうことなく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>								
予 - 12	<p>第1節 避難誘導體制の整備</p> <p>1 警報等伝達体制の整備</p> <p>(2) 市は、警報及び<u>避難勧告</u>等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災行政無線、防災ラジオ、広報車等の整備を図るものとする。</p> <p>2 避難誘導計画の作成</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市は、消防機関及び管轄警察署等と協議して<u>避難勧告</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避</p>	<p>第1節 避難誘導體制の整備</p> <p>1 警報等伝達体制の整備</p> <p>(2) 市は、警報及び<u>避難指示</u>等の内容を住民に迅速かつ確実に伝達できるよう、防災行政無線、防災ラジオ、広報車等の整備を図るものとする。</p> <p>2 避難誘導計画の作成</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市は、消防機関及び管轄警察署等と協議して<u>避難指示</u>等の発令区域・タイミング、指定緊急避</p>								

	<p>難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する住民に対して、台風が接近する場合など予め荒天が予想される際は台風接近前の早い段階で安全な地区に移動しておくことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、<u>避難勧告</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>避難勧告</u>等の発令を行う基準</p> <p>イ <u>避難勧告</u>等の伝達方法</p> <p>ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>エ 避難経路及び誘導方法</p>	<p>難場所、避難経路等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。</p> <p>なお、防災マップの作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。</p> <p>(4) 市は、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に居住する住民に対して、台風が接近する場合など予め荒天が予想される際は台風接近前の早い段階で安全な地区に移動しておくことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。また、<u>避難指示</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>(5) (3)の計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。</p> <p>ア <u>避難指示</u>等の発令を行う基準</p> <p>イ <u>避難指示</u>等の伝達方法</p> <p>ウ 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口</p> <p>エ 避難経路及び誘導方法</p>
<p>予 - 13</p>	<p>(6) 市は、<u>避難勧告</u>等について、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「<u>避難勧告</u>等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>特に</u>、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(7) 市は、気象警報、<u>避難勧告</u>等を住民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p>(8) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報</u>の危険度分布等により具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難勧告</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>(9) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難勧告</u>等が発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告</u>等の発令基準を設定するものとする。また、面積、地形、地域の実情等に応じて市を幾つかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難勧告</u>等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>(10) 市は、<u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、ためらうことなく<u>避難勧告</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>(11) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した<u>ホームレス</u>について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(6) 市は、<u>避難指示</u>等について、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準（具体的な考え方）及び伝達方法を明確にした「<u>避難指示</u>等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。</p> <p><u>なお、作成にあたり、洪水等に関する家屋倒壊等氾濫想定区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）を考慮した内容とする。</u></p> <p><u>また</u>、特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。</p> <p>(7) 市は、気象警報、<u>避難指示</u>等を住民に周知することにより、迅速かつ的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。</p> <p>(8) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>水位情報</u>や<u>洪水警報</u>の危険度分布等により具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を策定することとする。また、<u>避難指示</u>等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立ち退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>(9) 市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難指示</u>等が発令することを基本とした具体的な<u>避難指示</u>等の発令基準を設定するものとする。また、面積、地形、地域の実情等に応じて市を幾つかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで<u>避難指示</u>等が発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。</p> <p>(10) 市は、<u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、ためらうことなく<u>避難指示</u>を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。</p> <p>(11) ~ (12) (略)</p> <p>(13) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した<u>市外在住者</u>や<u>ホームレス</u>等について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>

	<p>4 避難場所及び指定避難所の周知 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難勧告等の発令を行う基準 2 避難勧告等の伝達方法 3 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区 4 避難経路 5 避難時の心得 </div>	<p>4 避難場所及び指定避難所の周知 市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、平常時から広報紙等を活用し、住民に対し次の事項を周知するものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>避難指示</u>等の発令を行う基準 2 <u>避難指示</u>等の伝達方法 3 指定緊急避難場所・指定避難所の名称、所在地、対象地区 4 避難経路 5 避難時の心得 </div>
予-16	<p>第2節 災害危険区域の災害予防 6 警戒避難体制の整備 (3) 市は、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「<u>避難勧告等の判断・伝達マニュアル</u>」を作成するものとする。</p> <p>7 ハザードマップの作成 (1) (略) なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、<u>災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。</u></p> <hr/> <p>(2) (略) なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、<u>災害発生時に的確な行動が取れるよう十分に説明するものとする。</u></p> <hr/> <p>(3) (略)</p>	<p>第2節 災害危険区域の災害予防 6 警戒避難体制の整備 (3) 市は、県、河川管理者、水防管理者及び前橋地方気象台等の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準(具体的な考え方)及び伝達方法を明確にした「<u>避難指示等の判断・伝達マニュアル</u>」を作成するものとする。</p> <p>7 ハザードマップの作成 (1) (略) なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、<u>居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(2) (略) なお、配布に当たっては、住民がその意味を正しく理解し、<u>居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>
予-18	<p>第3節 災害未然防止活動体制の整備 5 気象情報の効果的利活用体制の整備 市は、特別警報・警報・注意報等の気象情報について、<u>避難勧告等</u>の基準設定等防災体制の整備に際して、前橋地方気象台及び県に助言を求めることができる。</p>	<p>第3節 災害未然防止活動体制の整備 5 気象情報の効果的利活用体制の整備 市は、特別警報・警報・注意報等の気象情報について、<u>避難指示等</u>の基準設定等防災体制の整備に際して、前橋地方気象台及び県に助言を求めることができる。</p>
予-23	<p>第7節 防災関係機関の連携体制の整備 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。 また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、<u>実効性の確保に留意する必要がある。</u></p> <p>1 市における受援・応援体制の整備 (1) (略) (2) 市は、<u>避難勧告等</u>を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、各土木事務所等)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 (3)・(4) (略) (5) 市は、県と協力し、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。 (6) 市は、訓練等を通じて、<u>被災市区町村応援職員確保システム</u>を活用した応援職員の受入れについ</p>	<p>第7節 防災関係機関の連携体制の整備 防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。 また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、<u>訓練を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する必要がある。</u></p> <p>1 市における受援・応援体制の整備 (1) (略) (2) 市は、<u>避難指示等</u>を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関(前橋地方気象台、河川管理者等)又は県(河川課、砂防課、各土木事務所等)に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 (3)・(4) (略) (5) 市は、県と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p>

	<p>て、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(6) 市は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(7) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 建設業団体等との連携体制の整備 市は、<u>随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p><u>6～8 (略)</u></p>
予-25	<p>第8節 防災中枢機能等の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び<u>燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</u></p> <p>3 災害活動拠点等の整備 (1)・(2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>4 市における防災中枢機能の確保 (1) (略) (2) 事務局室において次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。 ア 防災行政無線(個別受信機を含む。) イ～カ (略) (3)・(4) (略)</p> <p>5・6 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第8節 防災中枢機能等の確保</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び<u>十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう</u>燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>3 災害活動拠点等の整備 (1)・(2) (略) <u>(3) 市及び県は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>4 市における防災中枢機能の確保 (1) (略) (2) 事務局室において次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。 ア 防災行政無線(<u>戸別</u>受信機を含む。) イ～カ (略) (3)・(4) (略)</p> <p>5・6 (略)</p> <p>7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 <u>市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。</u> <u>なお、平常時及び災害時における市男女共同参画担当部局の役割は概ね次のとおりとする。</u> <u>・平常時から情報収集や関係機関への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。</u> <u>・発災時には、県男女共同参画担当部局からの情報提供を受けながら、男女共同参画の視点による災害対応の促進に努める。</u> <u>・避難所が開設された場合には、避難生活における男女共同参画に関する相談窓口の周知に努める。</u></p>
予-33	<p>第11節 避難の受入体制の整備</p> <p>2 指定避難所 (1)～(3) (略) (4) 指定避難所における生活環境の確保 ア (略) イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。</p>	<p>第11節 避難の受入体制の整備</p> <p>2 指定避難所 (1)～(3) (略) (4) 指定避難所における生活環境の確保 ア (略) イ 市は、指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話、無線LANなどの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に<u>努め、必要に応じて指定避難所の電力容量の拡大に努める</u>ものとする。</p>

	<p>加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p>	<p>加えて、指定避難所における備蓄のためのスペース整備等を進めるものとする。</p> <p>ウ～エ (略)</p>								
予-35	<p>第12節 食料・飲料及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 1～2 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第12節 食料・飲料及び生活必需品等の調達・供給体制の整備 1～2 (略)</p> <p>3 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施 市及び県は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>								
予-36	<p>第13節 広報・広聴体制の整備 1 広報体制の整備 市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、_____災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。</p> <p>(1) 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。 (2) 広報する事項をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項</p> </td> <td> <p>受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否</p> </td> </tr> </table> <p>(3) 広報媒体をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p> </td> </tr> </table> <p>(4) 広報媒体の整備を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網</p> </td> </tr> </table> <p>(5) _____災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。</p> <p>(追加)</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項</p>	<p>受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否</p>	<p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p>	<p>広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網</p>	<p>第13節 広報・広聴体制の整備 1 広報体制の整備 市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、大規模停電時も含め災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。</p> <p>(1) 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。 (2) 広報する事項をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項</p> </td> <td> <p>受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否</p> </td> </tr> </table> <p>(3) 広報媒体をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、防災行政無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p> </td> </tr> </table> <p>(4) 広報媒体の整備を図る。</p> <table border="1"> <tr> <td> <p>広報車、防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網</p> </td> </tr> </table> <p>(5) 大規模停電時も含め災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。</p> <p>(6) 電気通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替え通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 市は、国(総務省)及び県(ぐんま暮らし・外国人活躍推進課)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるものとする。</p>	<p>気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項</p>	<p>受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否</p>	<p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、防災行政無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p>	<p>広報車、防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網</p>
<p>気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項</p>	<p>受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否</p>									
<p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p>										
<p>広報車、同報系無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網</p>										
<p>気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項</p>	<p>受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否</p>									
<p>テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、防災行政無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等</p>										
<p>広報車、防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網</p>										
予-44	<p>第3章 市民等の防災活動の促進 第2節 防災思想の普及 1 防災知識の普及 (1) 風水害及び雪害の危険性 (追加)</p>	<p>第3章 市民等の防災活動の促進 第2節 防災思想の普及 1 防災知識の普及 (1) 風水害及び雪害の危険性 (2) 地域の災害リスクと災害時に取るべき避難行動</p>								

	<p>(2) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。 (3)～(5) (略) (6) 家庭防災会議の開催 災害への対応について、次の事項について日頃から家族で話し合いをしておく。 ア～オ (略) (追加) カ (略) キ 避難勧告等避難情報の入手方法 ク～コ (略) (7)～(9) (略) (10) 電話に関する留意事項 ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。 イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。</p> <p>2～4 (略) (追加) 5～9 (略)</p>	<p>(3) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること。 (4)～(6) (略) (7) 家庭防災会議の開催 災害への対応について、次の事項について日頃から家族で話し合いをしておく。 ア～オ (略) カ 自動車へのこまめな満タン給油 キ (略) ク 避難指示等避難情報の入手方法 ケ～サ (略) (8)～(10) (略) (11) 電話に関する留意事項 ア 不要不急な電話やデータ通信はしない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。 イ 輻輳等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル(171)」及び携帯電話会社等が提供する「災害用伝言板」を利用する。</p> <p>2～4 (略) 5 風水害等に備えた「マイ・タイムライン」の作成支援 市は、災害リスクの把握ととるべき行動の理解促進のため、台風などの接近に合わせ、いつ、だれが、何をやるのかをあらかじめ時系列で整理した住民一人ひとりの防災行動計画である「マイ・タイムライン」の作成を支援するものとする。 6～10 (略)</p>
予-48	<p>第3節 市民の防災活動の環境整備 3 事業所(企業)防災の促進 (1) (略) (追加) (2)～(7) (略)</p>	<p>第3節 市民の防災活動の環境整備 3 事業所(企業)防災の促進 (1) (略) (2) 事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。 (3)～(8) (略)</p>
予-52	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 3 避難体制の強化 (1) 避難勧告等の伝達体制の整備 市長が発令する避難勧告等が避難行動要支援者に迅速かつ正確に伝達できる手段・方法を整備する。 (略)</p>	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 3 避難体制の強化 (1) 避難指示等の伝達体制の整備 市長が発令する避難指示等が避難行動要支援者に迅速かつ正確に伝達できる手段・方法を整備する。 (略)</p>
予-54	<p>6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) (略) (2) 要配慮者利用施設の安全性の確保 要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。 (3) (略) (4) 市及び県の支援 ア・イ (略) ウ 市は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。 エ (略)</p>	<p>6 要配慮者利用施設管理者との連携 (1) (略) (2) 要配慮者利用施設の安全性の確保 要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保するものとする。特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 (3) (略) (4) 市及び県の支援 ア・イ (略) ウ 市は、要配慮者利用施設に避難指示等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。 エ (略)</p>

<p>予 - 55</p>	<p>10 防災と福祉の連携 市及び県(健康福祉部)は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者_____に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>11 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等 (1)～(3) (略) (4) 要配慮者利用施設における防災体制の整備支援 ア・イ (略) ウ 避難勧告等の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供 エ 要配慮者利用施設に対する避難勧告等の伝達体制の整備 オ～ク (略)</p>	<p>10 防災と福祉の連携 市及び県(健康福祉部)は、防災(防災・減災への取組実施機関)と福祉(地域包括支援センター・ケアマネジャー)の連携により、高齢者及びその家族_____に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。</p> <p>11 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成支援等 (1)～(3) (略) (4) 要配慮者利用施設における防災体制の整備支援 ア・イ (略) ウ 避難指示等の基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供 エ 要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達体制の整備 オ～ク (略)</p>																																				
<p>予 - 57</p>	<p>第5章 その他の災害予防 第1節 孤立化集落対策 1 孤立化のおそれがある集落の把握 (4) 地すべり等土砂災害危険箇所_____及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。</p>	<p>第5章 その他の災害予防 第1節 孤立化集落対策 1 孤立化のおそれがある集落の把握 (4) 地すべり等土砂災害の危険性が高い箇所_____及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。</p>																																				
<p>応 - 2</p>	<p>第2部 災害応急対策 第1章 災害発生直前の対策 第1節 警報等の伝達 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要 前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の概要及び種類は、次表のとおりである。 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="362 972 1549 1776"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (追加)</td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 (追加)</td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域 (略) (追加)</p>	特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (追加)	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (追加)		洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 (追加)	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (追加)		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (追加)	<p>第2部 災害応急対策 第1章 災害発生直前の対策 第1節 警報等の伝達 1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報 (1) 特別警報・警報・注意報の種類及び概要 前橋地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の概要及び種類は、次表のとおりである。 特別警報・警報・注意報の種類と概要</p> <table border="1" data-bbox="1573 972 2760 1776"> <thead> <tr> <th colspan="2">特別警報・警報・注意報の種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>大雨特別警報</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当</u></td> </tr> <tr> <td>警報</td> <td>大雨警報</td> <td>大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水警報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u></td> </tr> <tr> <td>注意報</td> <td>大雨注意報</td> <td>大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>洪水注意報</td> <td>大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 特別警報・警報・注意報の発表区域 (略)</p> <p><u>(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u> 前橋地方気象台が気象警報等の補足として発表する危険度分布等の種類と概要は、次のとおりである。</p>	特別警報・警報・注意報の種類		概要	特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当</u>	警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u>		洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u>	注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																				
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (追加)																																				
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 (追加)																																				
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 (追加)																																				
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (追加)																																				
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 (追加)																																				
特別警報・警報・注意報の種類		概要																																				
特別警報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>命を守る最善の行動が求められる警戒レベル5に相当</u>																																				
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u>																																				
	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が挙げられる。 <u>高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当</u>																																				
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																																				
	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 <u>避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。</u>																																				

	(追加)	<p>る。 警報の危険度分布等の種類と概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1576 197 1745 233">種類</th> <th data-bbox="1760 197 2635 233">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1576 233 1745 604">大雨警報(土砂災害)の危険度分布</td> <td data-bbox="1760 233 2635 604">大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 604 1745 772">大雨警報(浸水害)の危険度分布</td> <td data-bbox="1760 604 2635 772">短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 772 1745 1115">洪水警報の危険度分布</td> <td data-bbox="1760 772 2635 1115">指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1576 1115 1745 1318">流域雨量指数の予測値</td> <td data-bbox="1760 1115 2635 1318">水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が「高」、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県南部または北部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(群馬県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>	種類	概要	大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当	流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
種類	概要											
大雨警報(土砂災害)の危険度分布	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当											
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。											
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当											
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。 6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。											
応 - 5	<p>6 気象業務法、基本法に基づく土砂災害警戒情報</p> <p>(1) 群馬県(砂防課)と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難勧告の対象地域の拡大等更なる措置を検討する必要がある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>6 気象業務法、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報</p> <p>(1) 群馬県(砂防課)と前橋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報(土砂災害)発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報(土砂災害)が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等更なる措置を検討する必要がある。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>										
応 - 6	<p>8 河川状況の情報提供</p> <p>(2) 県(各土木事務所)は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>	<p>8 河川状況の情報提供</p> <p>(2) 県(各土木事務所)は、市長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努めるものとする。</p>										

<p>応 - 7</p>	<p>9 気象情報の伝達系統 (1) 気象予警報等の通報伝達</p>	<p>9 気象情報の伝達系統 (1) 気象予警報等の通報伝達</p>
<p>応 - 8</p>	<p>10 住民等に対する気象情報等の周知 (1) (略) (追加) (2) ~ (4) (略)</p>	<p>10 住民等に対する気象情報等の周知 (1) (略) (2) 道路管理者は、大雨により土砂崩れや落石等のおそれのある区間について、一定雨量に達した場合には通行規制を行うことを事前に周知・広報するとともに、ホームページにより雨量の情報を提供するものとする。雨量による通行規制を行う場合には、遅滞なくホームページや道路情報板等により、規制開始日時等を示すものとする。 (3) ~ (5) (略)</p>
<p>応 - 10</p>	<p>第2節 避難誘導 1 避難勧告等 (1) 避難勧告等の発令 ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対</p>	<p>第2節 避難誘導 1 避難指示等 (1) 避難指示等の発令 ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対</p>

<p>して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>イ 市は、住民に対する避難勧告等の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に努めるものとする。</p> <p>ウ <u>避難勧告等が発令された場合の安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>カ 市長のほか法令に基づき<u>避難の勧告又は指示(緊急)</u>を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに<u>避難の勧告又は指示(緊急)</u>を行うものとする。</p> <p>キ <u>避難勧告等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」</u>は、表1のとおりである。また、<u>避難勧告等の警戒レベル及び避難勧告等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。</u></p> <p>ク 市は、<u>避難勧告等の対象地域、判断時期等</u>について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。</p>	<p>して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。</p> <p>イ 市は、住民に対する<u>避難指示等</u>の発令に当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難指示及び緊急安全確保</u>を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における<u>高齢者等避難</u>の発令に努めるものとする。</p> <p>ウ <u>避難指示等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>カ 市長のほか法令に基づき<u>避難指示</u>を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに<u>避難指示</u>を行うものとする。</p> <p>キ <u>避難指示等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」</u>は、表1のとおりである。また、<u>避難指示等の警戒レベル及び避難指示等により立ち退き避難が必要な住民がとるべき行動は表2のとおりである。</u></p> <p>ク 市は、<u>避難指示等の対象地域、判断時期等</u>について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失することなく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。</p>
--	---

発令者	措置	発令する場合	発令者	措置	発令する場合		
						発令者	措置
高齢者等避難開始	市長 (基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	高齢者等避難	市長 (基本法第56条)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難開始 一般住民の避難準備 	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
避難勧告	市長又は知事 (基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの勧告 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示 	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</u> <u>知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</u>	避難指示	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。
避難指示(緊急)	知事及びその命を受けた職員又は水防管理者 (水防法第29条)	立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難指示	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第25条)	立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。		市長又は知事 (基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示 	<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。</u> <u>知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</u>
	市長又は知事 (基本法第60条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 立ち退き先の指示 屋内安全確保の指示 	<u>(避難勧告と同じ)</u> <u>※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令</u>		警察官 (基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 立ち退き先の指示 	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (基本法第61条)	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退きの指示 立ち退き先の指示 	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。		(警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	(警察官職務執行法第4条)	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。		自衛官	避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等によ

応 - 11

				は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。		(自衛官法第94条)		り、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。	
		自衛官 (自衛官法第94条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にいないとき。	緊急安全確保	市長又は知事 (基本法第60条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	(避難指示と同じ) ※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令	
災害発生情報		市長又は知事 (基本法第60条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示						
応-12		警戒レベル	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動			警戒レベル	立ち退き避難が必要な居住者等に求める行動		
	避難準備・高齢者等避難開始	警戒レベル3	【危険な場所から高齢者等避難】 1 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。 2 その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 3 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。		高齢者等避難	警戒レベル3	【危険な場所から高齢者等避難】 1 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。 2 その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 3 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難することが強く望まれる。		
	避難勧告 避難指示(緊急)	警戒レベル4	【危険な場所から全員避難】 1 指定緊急避難場所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 (1) 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 (2) 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 <u><市から避難指示(緊急)が発令された場合></u> 2 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 (1) 指定緊急避難場所への立ち退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 (2) 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。		避難指示	警戒レベル4	【危険な場所から全員避難】 1 指定緊急避難場所への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 (1) 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。 (2) 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。		
	災害発生情報	警戒レベル5	【災害発生】 1 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 2 市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。		緊急安全確保	警戒レベル5	【災害が切迫又は災害の発生】 1 命を守るための最善の行動をとる。 2 市が災害の状況を確実に把握できるものではないため、災害が切迫・発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。		
※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動 出典：避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)(平成31年3月)					※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等 ※2 屋内安全確保：その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動 参考：避難情報に関するガイドライン(令和3年5月)				
(2) 明示する事項 避難勧告等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。 ア～オ(略)					(2) 明示する事項 避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。 ア～オ(略)				
(3) 避難勧告等の基準 ア～カ(略)					(3) 避難指示等の基準 ア～カ(略)				

	※ <u>避難勧告</u> 発令の客観的な目安については、「 <u>桐生市災害避難勧告等の基準</u> 」(資料編6-3)による。	※ <u>避難指示</u> 発令の客観的な目安については、「 <u>桐生市災害避難指示等の基準</u> 」(資料編6-3)による。																
応-13	<p>(4) 伝達方法 <u>避難勧告</u>等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、本市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮したうえで検討するものとする。</p> <p>また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>(5) 市から関係機関への連絡 市は、<u>避難勧告</u>等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察等に連絡するものとする。</p> <p>(6) <u>避難勧告</u>等の解除 ア 市は、<u>避難勧告</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 イ 市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県へ必要に応じて土砂災害に関する<u>避難勧告</u>等解除に関して、その所掌事務に関し、助言を求めるものとする。また、市は、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて派遣される専門技術者等へ二次災害の危険性等についての助言を求めるものとする。</p> <p>2 (略) 3 要配慮者への配慮 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、<u>避難勧告</u>等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。</p>	<p>(4) 伝達方法 <u>避難指示</u>等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合におけるエリアを限定した伝達について、本市の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮したうえで検討するものとする。</p> <p>また、伝達に当たっては、危険の切迫性に応じて<u>避難指示</u>等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難指示</u>等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとすべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。</p> <p>(5) 市から関係機関への連絡 市は、<u>避難指示</u>等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察等に連絡するものとする。</p> <p>(6) <u>避難指示</u>等の解除 ア 市は、<u>避難指示</u>等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 イ 市は、指定行政機関、指定地方行政機関及び県へ必要に応じて土砂災害に関する<u>避難指示</u>等解除に関して、その所掌事務に関し、助言を求めるものとする。また、市は、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて派遣される専門技術者等へ二次災害の危険性等についての助言を求めるものとする。</p> <p>2 (略) 3 要配慮者への配慮 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中で事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、<u>避難指示</u>等を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。</p>																
応-15	<p>第3節 (略) (追加)</p>	<p>第3節 (略) 第4節 物資及び電力確保に関する事前対策 <u>共創企画部、産業経済部、県(総務部)、電気事業者</u> 1 物資調達・輸送等に関する事前対策 <u>市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。</u> 2 電力確保に関する事前対策 <u>県(危機管理課)及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</u></p>																
応-25	<p>第3章 活動体制の確立 1 組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共創企画対策部</td> <td>防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室</td> </tr> <tr> <td>総務対策部</td> <td>総務課、人材育成課、財政課、<u>契約検査課</u>、情報管理課、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td>市民生活対策部</td> <td>地域づくり課、_____市民課、スポーツ_____振興課、環境課、清掃センター</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	共創企画対策部	防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室	総務対策部	総務課、人材育成課、財政課、 <u>契約検査課</u> 、情報管理課、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局	市民生活対策部	地域づくり課、_____市民課、スポーツ_____振興課、環境課、清掃センター	<p>第3章 活動体制の確立 1 組織</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共創企画対策部</td> <td>防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室</td> </tr> <tr> <td>総務対策部</td> <td>総務課、人材育成課、財政課、<u>DX推進室</u>、<u>契約検査課</u>、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局</td> </tr> <tr> <td>市民生活対策部</td> <td>地域づくり課、<u>市民相談情報課</u>、市民課、<u>スポーツ・文化振興課</u>、環境課、清掃センター</td> </tr> </tbody> </table>	部	課	共創企画対策部	防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室	総務対策部	総務課、人材育成課、財政課、 <u>DX推進室</u> 、 <u>契約検査課</u> 、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局	市民生活対策部	地域づくり課、 <u>市民相談情報課</u> 、市民課、 <u>スポーツ・文化振興課</u> 、環境課、清掃センター
部	課																	
共創企画対策部	防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室																	
総務対策部	総務課、人材育成課、財政課、 <u>契約検査課</u> 、情報管理課、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局																	
市民生活対策部	地域づくり課、_____市民課、スポーツ_____振興課、環境課、清掃センター																	
部	課																	
共創企画対策部	防災・危機管理課、企画課、特命推進室、魅力発信課、広域連携推進室、秘書室																	
総務対策部	総務課、人材育成課、財政課、 <u>DX推進室</u> 、 <u>契約検査課</u> 、税務課、納税課、議事課、出納室、監査委員事務局																	
市民生活対策部	地域づくり課、 <u>市民相談情報課</u> 、市民課、 <u>スポーツ・文化振興課</u> 、環境課、清掃センター																	

	保健福祉対策部	健康長寿課、福祉課、医療保険課		保健福祉対策部	健康長寿課、福祉課、医療保険課、 <u>地域医療感染症対策室</u>
	子どもすこやか対策部	子育て支援課、子育て相談課、青少年課		子どもすこやか対策部	子育て支援課、子育て相談課、青少年課
	産業経済対策部	商工振興課、観光交流課、 <u>農業振興課</u> 、 <u>林業振興課</u> 、農業委員会事務局		産業経済対策部	商工振興課、観光交流課、 <u>農林振興課</u> 、農業委員会事務局
	都市整備対策部	都市計画課、土木課、公園緑地課、建築住宅課、建築指導課、定住促進室		都市整備対策部	都市計画課、土木課、公園緑地課、建築住宅課、建築指導課、定住促進室
	地域振興整備対策部	新里支所市民生活課、新里支所地域振興整備課、黒保根支所市民生活課、黒保根支所地域振興整備課		地域振興整備対策部	新里支所市民生活課、新里支所地域振興整備課、黒保根支所市民生活課、黒保根支所地域振興整備課
	水道対策部	総務課、工務課、浄水課、下水道課、境野水処理センター		水道対策部	総務課、工務課、浄水課、下水道課、境野水処理センター
	教育対策部	総務課、 <u> </u> 学校教育課、 <u>教育支援室</u> 、生涯学習課、文化財保護課、図書館、 <u>学校給食共同調理場</u>		教育対策部	総務課、 <u>教育未来室</u> 、学校教育課、 <u> </u> 生涯学習課、文化財保護課、図書館、 <u> </u>
	消防対策部	総務課、予防課、警防課、通信指令課、消防署(桐生消防署、東分署、南分署、桐生みどり消防署、大間々新里分署、黒保根東分署)		消防対策部	総務課、予防課、警防課、通信指令課、消防署(桐生消防署、東分署、南分署、桐生みどり消防署、大間々新里分署、黒保根東分署)

	部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務		部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
応-27	総務対策部 (総務部長) (議会事務局長)	総務課 (総務課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 本庁舎の災害対策に関すること。 3 外国人に対する情報提供及び相談に関すること。	総務対策部 (総務部長) (議会事務局長)	総務課 (総務課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 本庁舎の災害対策に関すること。	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 本庁舎の災害対策に関すること。 <u>3 市議会議員との連絡に関すること。(議事課)</u> <u>4 避難所の開設及び運営に関すること。</u>
		議事課 (議事課長)	<u>4 市議会議員との連絡に関すること。(議事課)</u> <u>5 避難所の開設及び運営に関すること。</u>				
		人材育成課 (人材育成課長)	1 職員の動員、派遣要請及びあっせんに関する こと。 2 職員の状況把握に関すること。 3 避難所の開設及び運営に関すること。			人材育成課 (人材育成課長)	
		情報管理課 (情報管理課長)			<u>D X 推 進 室</u> (DX推進室長)		
	市民生活対策部 (市民生活部長)	地域づくり課 (地域づくり課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 災害時における市民活動に関する情報の収集及び提 供に関すること。 3 市民活動の総合調整に関すること。 4 自治組織(各区代表者)への連絡に関すること。 5 市民相談所開設に関すること。	市民生活対策部 (市民生活部長)	地域づくり課 (地域づくり課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 災害時における市民活動に関する情報の収集及び提 供に関すること。 3 市民活動の総合調整に関すること。 4 自治組織(各区代表者)への連絡に関すること。 5 市民相談所開設に関すること。	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する こと。 2 災害時における市民活動に関する情報の収集及び提 供に関すること。 3 市民活動の総合調整に関すること。 4 自治組織(各区代表者)への連絡に関すること。 5 市民相談所開設に関すること。 <u>6 外国人に対する情報提供及び相談に関すること。</u>
		(追加)	<u>6 災害時における交通対策に関すること。</u> <u>7 交通関係機関との連絡調整に関すること。</u>			市民相談情報課 (市民相談情報課長)	<u>7 災害時における交通対策に関すること。</u> <u>8 交通関係機関との連絡調整に関すること。</u>
		環境課 (環境課長)	1 ヘリポートに関する こと。 2 環境保全に関する こと。			環境課 (環境課長)	1 ヘリポートに関する こと。 2 環境保全に関する こと。
		市民課 (市民課長)	3 県外の原子力施設事故の 対策に関すること。 4 被災区域住民名簿の調製 に関すること。 5 死体収容施設の確保及び 火葬に関すること。 6 避難所(体育施設)の確保 及び運営に関すること。			市民課 (市民課長)	3 県外の原子力施設事故の 対策に関すること。 4 被災区域住民名簿の調製 に関すること。
		スポーツ振興課 (スポーツ振興課長)					

	清掃センター (清掃センター所長)	1 災害時におけるごみの処理に関する事 2 ごみ処理施設等の災害対策に関する事 3 災害時における避難所の仮設トイレに関する事。		スポーツ・文化振興課 (スポーツ・文化振興課長)	5 死体収容施設の確保及び火葬に関する事。 6 避難所(体育施設)の確保及び運営に関する事。	
				清掃センター (清掃センター所長)	1 災害時におけるごみの処理に関する事。 2 ごみ処理施設等の災害対策に関する事。 3 災害時における避難所の仮設トイレに関する事。	
応-28	部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務	部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
	保健福祉対策部 (保健福祉部長)	健康長寿課 (健康長寿課長)	1 部内の総合調整並びに子どもすこやか対策部及び支所の関係課との調整に関する事。 2 要配慮者(高齢者)の救護及び援護に関する事。 3 高齢者福祉施設の災害対策に関する事。 4 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 5 避難所(黒保根町保健センター等)の確保に関する事。 6 巡回健康相談に関する事。 ※ 新里町、黒保根町の各保健センターは、各支所対策部と十分な連携を図ることとする。	保健福祉対策部 (保健福祉部長)	健康長寿課 (健康長寿課長)	1 部内の総合調整並びに子どもすこやか対策部及び支所の関係課との調整に関する事。 2 要配慮者(高齢者)の救護及び援護に関する事。 3 高齢者福祉施設の災害対策に関する事。 4 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 5 避難所(黒保根町保健センター等)の確保に関する事。 6 巡回健康相談に関する事。 ※ 新里町、黒保根町の各保健センターは、各支所対策部と十分な連携を図ることとする。
		福祉課 (福祉課長)	1 要配慮者(障がい者、その他)の救護及び援護に関する事。 2 障害者福祉施設の災害対策に関する事。 3 救援物資の保管、受け払い及び供与に関する事。 4 社会福祉協議会との連絡、報告に関する事。 5 日赤群馬県支部との連絡、報告に関する事。 6 日赤奉仕団・ボランティアの応援及び協力に関する事。 7 災害弔慰金、災害援護資金に関する事。		福祉課 (福祉課長)	1 要配慮者(障がい者、その他)の救護及び援護に関する事。 2 障害者福祉施設の災害対策に関する事。 3 救援物資の保管、受け払い及び供与に関する事。 4 社会福祉協議会との連絡、報告に関する事。 5 日赤群馬県支部との連絡、報告に関する事。 6 日赤奉仕団・ボランティアの応援及び協力に関する事。 7 災害弔慰金、災害援護資金に関する事。
		医療保険課 (医療保険課長)	1 医師会等医療機関との連絡調整に関する事。 2 救急薬品、防疫資器材等の調達供給に関する事。 3 感染症の予防に関する事。 4 救護所の開設及び運営に関する事。 5 避難所の食中毒予防に関する事。		医療保険課 (医療保険課長)	1 医師会等医療機関との連絡調整に関する事。 2 救急薬品、防疫資器材等の調達供給に関する事。 3 感染症の予防に関する事。 4 救護所の開設及び運営に関する事。 5 避難所の食中毒予防に関する事。
(追加)			地域医療 感染症対策室 (地域医療 感染症対策室長)			
応-29	部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務	部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
	産業経済対策部 (産業経済部長)	商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する事。 3 市内大型店等に対する要請・連携に関する事。 4 生活必需品の調達及び関係業者との連携に関する事。	産業経済対策部 (産業経済部長)	商工振興課 (商工振興課長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関する事。 2 商工業、観光関係災害情報の収集に関する事。 3 市内大型店等に対する要請・連携に関する事。 4 生活必需品の調達及び関係業者との連携に関する事。
		観光交流課 (観光交流課長)	5 燃料の調達及び関係業者との連携に関する事。 6 物資の輸送に関する事。 7 商工業、事業所等に対する災害応急対策に関する事。		観光交流課 (観光交流課長)	5 燃料の調達及び関係業者との連携に関する事。 6 物資の輸送に関する事。 7 商工業、事業所等に対する災害応急対策に関する事。
		日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)			日本遺産活用室 (日本遺産活用室長)	
農業振興課 (農業振興課長)		1 農林水産業関係災害情報の収集に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 応急食料等の調達配給に関する事。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する事。	農林振興課 (農林振興課長)		1 農林水産業関係災害情報の収集に関する事。 2 関係機関との連絡調整に関する事。 3 応急食料等の調達配給に関する事。 4 被害農作物及び家畜の応急措置に関する事。 5 農業用施設の応急措置に関する事。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指導に関する事。 7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に関する事。	

		林業振興課 (林業振興課長) 農業委員会事務局 (事務局次長)	5 農業用施設の応急措置に関すること。 6 被害林道及びその他施設の応急修理及び指導に関すること。 7 山崩れ及び治山施設等の措置及び指導に関すること。 8 市場の災害対策に関すること。 9 市場関係事業者との連絡調整に関すること。 10 救援物資等の保管に関すること。		農業委員会事務局 (事務局次長)	8 市場の災害対策に関すること。 9 市場関係事業者との連絡調整に関すること。 10 救援物資等の保管に関すること。
応-33	部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務	部 (部長担当職)	課 (課長担当職)	分 掌 事 務
	教育対策部 (教育部長)	総務課 (総務課長) 学校教育課 (学校教育課長) 教育支援室 (教育支援室長) 生涯学習課 (生涯学習課長) 文化財保護課 (文化財保護課長) 図書館 (図書館長) 学校給食中央共同調理場 (学校給食中央共同調理場長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関すること。 2 教育関係災害情報の収集に関すること。 3 関係機関の連絡に関すること。 4 避難所(小・中・高・特別支援学校、幼稚園)の確保及び連絡調整に関すること。 5 幼稚園児、小・中・高等学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 6 災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 7 教職員の配置体制に関すること。 8 ヘリポート(黒保根運動公園)の確保に関すること。 1 炊き出し及び食料の配給に関すること。 2 災害復旧活動に協力する社会教育団体等との連絡調整に関すること。 3 避難所(公民館、新里社会体育館)の確保に関すること。 ※ 学校給食新里共同調理場・黒保根共同調理場は、各支所対策部と十分な連携を図ることとする。	教育対策部 (教育部長)	総務課 (総務課長) 学校教育課 (学校教育課長) 教育未来室 (教育未来室長) 生涯学習課 (生涯学習課長) 文化財保護課 (文化財保護課長) 図書館 (図書館長)	1 部内の総合調整及び支所の関係課との調整に関すること。 2 教育関係災害情報の収集に関すること。 3 関係機関の連絡に関すること。 4 避難所(市立小・中・高等学校・、幼稚園、 <u>公民館、新里社会体育館</u>)の確保及び連絡調整に関すること。 5 <u>市立</u> 幼稚園児、小・中・高等学校児童生徒の避難及び登下校等の指導に関すること。 6 災害時における児童生徒の応急教育に関すること。 7 教職員の配置体制に関すること。 8 ヘリポート(黒保根運動公園)の確保に関すること。 9 <u>炊き出し及び食料の配給に関すること。</u> 10 <u>災害復旧活動に協力する社会教育団体等との連絡調整に関すること。</u>
応-38	第5節 広域応援の要請等 1 市が行う応援の要請 (4) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請 市は、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1の割当てで被災地支援を行う対口支援が必要とされる状況下において、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前で、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。 また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。	第5節 広域応援の要請等 1 市が行う応援の要請 (4) <u>応急対策職員派遣制度</u> に基づく応援の要請 市は、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1の割当てで被災地支援を行う対口支援が必要とされる状況下において、 <u>応急対策職員派遣制度</u> に基づく対口支援団体の決定前で、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。 また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。				
	応-48 第9節 自衛隊への災害派遣要請 3 自衛隊による提案型支援 大規模な災害が発生した際には、 被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第12	第9節 自衛隊への災害派遣要請 3 自衛隊による提案型支援 大規模な災害が発生した際には、 <u>発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、市及び関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の市及び県は混乱していることを前提</u>				

	黒保根浄水場 黒保根町下田沢 1900 番地 53、841	—	
応-84	<p>第10章 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報内容 広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。 ア～エ (略) オ 避難勧告等の避難情報 カ (略)</p> <p>(3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。特に_____被災者生活支援に関する情報については紙媒体_____での情報提供に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 市、防災関係機関及び報道関係機関は、避難勧告等の伝達など災害広報の実施に当たっては、要配慮者に対しても確実に情報が伝達されるよう配慮するものとする。</p>		<p>第10章 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 広報内容 広報すべき内容は、災害の態様、規模、経過時間等によって異なるが、例示するとおおむね次の事項である。 ア～エ (略) オ 避難指示等の避難情報 カ (略)</p> <p>(3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。特に停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体や広報車等での情報提供に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 市、防災関係機関及び報道関係機関は、避難指示等の伝達など災害広報の実施に当たっては、要配慮者に対しても確実に情報が伝達されるよう配慮するものとする。</p>
応-87	<p>第12章 施設、設備の応急復旧活動</p> <p>第1節 施設、設備の応急復旧</p> <p>1 迅速な応急復旧の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(追加)</p>		<p>第12章 施設、設備の応急復旧活動</p> <p>第1節 施設、設備の応急復旧</p> <p>1 迅速な応急復旧の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、関係する省庁、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実働部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</p> <p>道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、県及び市町村のみでは迅速な対応が困難な場合には、国(国土交通省、防衛省等)と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。</p>
応-98	<p>第14章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者の災害応急対策</p> <p>1 要配慮者対策</p> <p>(1) 災害に対する警戒 ア (略) イ 市長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難勧告等の発令を行う。特に避難準備・高齢者等避難開始は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。 ウ 市は、避難勧告等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。 エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難勧告等を直接伝達するものとする。</p> <p>(2) 避難 市は、避難勧告等を発令する場合には、次の事項を留意のうえ、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。</p>		<p>第14章 要配慮者対策</p> <p>第1節 要配慮者の災害応急対策</p> <p>1 要配慮者対策</p> <p>(1) 災害に対する警戒 ア (略) イ 市長は、今後の気象予測や河川水位情報及び土砂災害警戒情報等から総合的に判断して、避難指示等の発令を行う。特に高齢者等避難は、要配慮者が避難行動を開始するための情報であるため、避難時間等の必要な時間を把握して発令する必要がある。 ウ 市は、避難指示等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。 エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や避難指示等を直接伝達するものとする。</p> <p>(2) 避難 市は、避難指示等を発令する場合には、次の事項を留意のうえ、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。</p>

	ア～ウ (略)	ア～ウ (略)
応 - 99	<p>2 要配慮者利用施設の管理者との連携</p> <p>(3) 避難</p> <p>要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難勧告等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p>	<p>2 要配慮者利用施設の管理者との連携</p> <p>(3) 避難</p> <p>要配慮者利用施設の管理者は、市長から避難指示等の発令があったとき又は施設の被災が切迫していると判断したときは、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p>
復 - 2	<p style="text-align: center;">第3部 災害復旧・復興</p> <p>第2節 原状復旧</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(追加)</p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施</p> <p>市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、NPO法人・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、<u>社会福祉協議会及びNPO法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u></p> <p>また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p>	<p style="text-align: center;">第3部 災害復旧・復興</p> <p>第2節 原状復旧</p> <p>1 被災施設の復旧等</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>市及び県は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国(国土交通省)が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国(国土交通省)へ要請を行う。</u></p> <p>2 災害廃棄物の処理</p> <p>(1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施</p> <p>市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、NPO法人・ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、<u>国(環境省、防衛省)が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」等に基づき、</u>社会福祉協議会及びNPO法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</p> <p>また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p>
復 - 10	<p>第7節 激甚災害法の適用</p> <p>1 激甚災害の早期指定の確保</p> <p>(2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、<u>内閣総理大臣</u>に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。</p>	<p>第7節 激甚災害法の適用</p> <p>1 激甚災害の早期指定の確保</p> <p>(2) 知事(関係各課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、<u>関係各省庁</u>に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。</p>

ページ	修正前	修正後
航 - 3	<p>第1部 航空災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) (追加)</p> <p>第5節～第15節 (略)</p>	<p>第1部 航空災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) <u>第5節 災害警戒本部等の設置</u> (風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。)</p> <p>第6節～第16節 (略)</p>
鉄 - 7	<p>第2部 鉄道災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) (追加)</p> <p>第5節～第17節 (略)</p>	<p>第2部 鉄道災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) <u>第5節 災害警戒本部等の設置</u> (風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。)</p> <p>第6節～第18節 (略)</p>
道 - 6	<p>第3部 道路災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) (追加)</p> <p>第5節～第17節 (略)</p>	<p>第3部 道路災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) <u>第5節 災害警戒本部等の設置</u> (風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。)</p> <p>第6節～第18節 (略)</p>
危 - 2	<p>第4部 危険物等災害対策</p> <p>第1章 災害予防 第1節 危険物当施設の安全性の確保 3 自主保安体制の整備 事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備を推進するものとする。 (追加)</p>	<p>第4部 危険物等災害対策</p> <p>第1章 災害予防 第1節 危険物当施設の安全性の確保 3 自主保安体制の整備 事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備を推進するものとする。 <u>また、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</u></p>
危 - 6	<p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) (追加)</p> <p>第5節～第20節 (略)</p>	<p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節 (略) <u>第5節 災害警戒本部等の設置</u> (風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。)</p> <p>第6節～第21節 (略)</p>
危 - 10	<p>第21節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 2 原子力事業者等の対応 (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下、この節において「原子力事業者等」という。）は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置をかつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。 第22節 (略)</p>	<p>第22節 核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する応急対策 2 原子力事業者等の対応 (1) 原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下、この節において「原子力事業者等」という。）は、<u>遅滞なく国等に対し必要な報告を行うとともに、消火・延焼防止及び消防吏員への通報、立入禁止区域の設定、避難のための警告、汚染の拡大防止及び除去、放射線の遮蔽、放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置を講ずることにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行う。</u> 第23節 (略)</p>

ページ	修正前	修正後
大火-5	<p style="text-align: center;">第1部 大規模な火災災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節(略) (追加) 第5節～第15節(略)</p>	<p style="text-align: center;">第1部 大規模な火災災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節(略) 第5節 災害警戒本部等の設置 (風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。) 第6節～第19節(略)</p>
林火-5	<p style="text-align: center;">第2部 林野火災対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節(略) (追加) 第5節～第18節(略)</p>	<p style="text-align: center;">第2部 林野火災対策</p> <p>第2章 災害応急対策 第1節～第4節(略) 第5節 災害警戒本部等の設置 (風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。) 第6節～第19節(略)</p>
林火-8	<p>第19節 二次災害の防止活動 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。 このため、土砂災害防止事業実施機関及び市は、降雨等による二次的な土砂災害の防止施策として、<u>土砂災害危険箇所</u>の点検を行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。 第20節(略)</p>	<p>第20節 二次災害の防止活動 林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがある。 このため、土砂災害防止事業実施機関及び市は、降雨等による二次的な土砂災害の防止施策として、<u>土砂災害等の危険箇所</u>の点検を行うものとする。 その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。 第21節(略)</p>
林火-9	<p>第3章 災害復旧 第1節 災害復旧 2 林野火災跡地の復旧 県(林政課、森林保全課、森林保全課)、関東森林管理局及び森林所有者は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を指導・実施するものとする。</p>	<p>第3章 災害復旧 第1節 災害復旧 2 林野火災跡地の復旧 県(林政課、森林保全課_____)、関東森林管理局及び森林所有者は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を指導・実施するものとする。</p>

ページ	修正前	修正後
総 - 3	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は事務の大綱</p> <p>2 桐生市</p> <p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)、災害発生情報に関すること。</u></p> <p>7～16 (略)</p>	<p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は事務の大綱</p> <p>2 桐生市</p> <p>処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>に関すること。</p> <p>7～16 (略)</p>
予 - 2	<p>第1部 災害予防</p> <p>第1章 地震に強いまちづくり</p> <p>第1節 地域の保全</p> <p>1 水害防止事業の推進</p> <p>(2) 市は、地震による破損等で<u>ため池</u>が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある当該<u>ため池</u>について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きい<u>ため池</u>から、<u>防災重点ため池</u>としてハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。</p> <p>2 土砂災害防止事業の推進</p> <p>(4) 市及び県(危機管理課、建築課)は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを<u>作成・公表するよう努めるとともに</u>、宅地の<u>耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>	<p>第1部 災害予防</p> <p>第1章 地震に強いまちづくり</p> <p>第1節 地域の保全</p> <p>1 水害防止事業の推進</p> <p>(2) 市は、地震による破損等で<u>ため池等</u>が決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある当該<u>ため池等</u>について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きい<u>ため池等</u>から、<u>農業用ダム・防災重点ため池</u>としてハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合などを推進するものとする。</p> <p>2 土砂災害防止事業の推進</p> <p>(4) 市及び県(危機管理課、建築課)は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを<u>国(国土交通省)等と協力して</u>作成・公表する<u>とともに</u>、宅地の<u>安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。</u></p>
予 - 6	<p>第4節 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4節 ライフライン施設等の機能の確保</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4 関係機関が連携した長期停電・通信障害対策</u></p> <p><u>市及び県(危機管理課及び関係課)、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。</u></p>
予 - 8	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、<u>避難勧告及び避難指示</u>のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、<u>早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達する必要がある。(以下、震災対策編において、「<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>」、「<u>避難勧告</u>」及び「<u>避難指示(緊急)</u>」をまとめて「<u>避難勧告等</u>」という。)</p> <p>市は、ためらうことなく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>(略)</p> <p>特に、市は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者等の避難支援対策を充実・強化する必要がある。また、この避難支援対策と併せて、<u>避難指示</u>のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、<u>早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難</u>を伝達する必要がある。(以下、震災対策編において、「<u>高齢者等避難</u>」及び「<u>避難指示</u>」をまとめて「<u>避難指示等</u>」という。)</p> <p>市は、ためらうことなく<u>避難指示等</u>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
予 - 14	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第5節 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。</p> <p>また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては<u>実効性の確保に留意する必要がある。</u></p> <p>1 市における受援・応援体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、<u>避難勧告等</u>を発令する際に、基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地</p>	<p>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</p> <p>第5節 防災関係機関の連携体制の整備</p> <p>防災関係機関は、大規模災害発生時における相互の連携・応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平常時から連携を強化しておく必要がある。</p> <p>また、相互応援体制や連絡体制の整備に当たっては、<u>訓練を通して発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど</u>、実効性の確保に留意する必要がある。</p> <p>1 市における受援・応援体制の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、<u>避難指示等</u>を発令する際に、基本法第61条の2の規定に基づき、指定行政機関、指定地</p>

	<p>方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市は、県と協力し、被災市区町村応援職員確保システムに基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>5～6 (略)</p>	<p>方行政機関又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 市は、県と協力し、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく被災市町村への応援の円滑な実施に努めるものとする。</p> <p>(6) 市は、訓練等を通じて、<u>応急対策職員派遣制度</u>を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発生時における円滑な活用の促進に努めるものとする。</p> <p><u>(7) 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している被災市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 建設業団体等との連携体制の整備 <u>市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p><u>6～7 (略)</u></p>
<p>予-16</p>	<p>第6節 防災中枢機能等の確保</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステム<u>の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び</u>燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>3 災害活動拠点等の整備 (1)・(2) (略) <u>(追加)</u></p> <p>4 市における防災中枢機能の確保 (1) (略) (2) 事務局室において次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。 ア 防災行政無線(個別受信機を含む。) イ～カ (略) (3)・(4) (略) 5・6 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第6節 防災中枢機能等の確保</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任 市は、保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステム<u>や電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるよう</u>燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>3 災害活動拠点等の整備 (1)・(2) (略) <u>(3) 市及び県は、防災機能を有する道の駅を防災拠点として位置付け、大規模災害時等の広域的な復旧・活動拠点としての機能強化に努めるものとする。</u></p> <p>4 市における防災中枢機能の確保 (1) (略) (2) 事務局室において次の情報通信システムの総合的な管理・運用を行う。 ア 防災行政無線(<u>戸別</u>受信機を含む。) イ～カ (略) (3)・(4) (略) 5・6 (略) 7 男女共同参画の視点を考慮した防災体制の整備 <u>市及び県は、防災・復興における男女共同参画の取組を推進するため、男女共同参画担当部局、危機管理担当部局、福祉部局、その他関係機関や専門家との連携体制を構築するものとする。</u> <u>なお、平常時及び災害時における市男女共同参画担当部局の役割は概ね次のとおりとする。</u> ・平常時から情報収集や関係機関への情報提供を行うとともに、普及啓発に努める。 ・発災時には、県男女共同参画担当部局からの情報提供を受けながら、男女共同参画の視点による災害対応の促進に努める。 ・避難所が開設された場合には、避難生活における男女共同参画に関する相談窓口の周知に努める。</p>
<p>予-24</p>	<p>第10節 避難受け入れ体制の整備</p> <p>1 避難誘導計画 (1)・(2) (略) (3) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (4)～(8) (略)</p>	<p>第10節 避難受け入れ体制の整備</p> <p>1 避難誘導計画 (1)・(2) (略) (3) <u>避難指示</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 (4)～(8) (略)</p>

	(9) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した_____ホームレス_について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。	(9) 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した 市外在住者やホームレス等 について、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。								
予-28	<p>第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備</p> <p>1 備蓄計画</p> <p>(1) 市は、地域の地理的条件や過去の災害、男女の違い等を踏まえ、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品_____及び_____関連資機材の備蓄を推進するものとし、必要な食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の確保と供給ができない場合は、県(危機管理課)又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第11節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備</p> <p>1 備蓄計画</p> <p>(1) 市は、地域の地理的条件や過去の災害、男女の違い等を踏まえ、震災時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート及びその他の関連資機材の備蓄を推進するものとし、必要な食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の確保と供給ができない場合は、県(危機管理課)又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 物資の調達、輸送等に関する訓練の実施</p> <p>市及び県は、平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。</p>								
予-29	<p>第12節 広報・広聴体制の整備</p> <p>1 広報体制の整備</p> <p>(2) 広報する事項をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1" data-bbox="448 711 1475 1045"> <tr> <td> 気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項 </td> <td> 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 </td> </tr> </table> <p>(3) 広報媒体をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1" data-bbox="448 1079 1475 1188"> <tr> <td> テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系_____無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等 </td> </tr> </table> <p>(4) 広報媒体の整備を図る。</p> <table border="1" data-bbox="448 1222 1475 1297"> <tr> <td> 広報車、同報系_____無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網 </td> </tr> </table> <p>(5) _____災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。</p> <p>(追加)</p> <p>2 (略)</p> <p>(追加)</p>	気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否	テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系_____無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等	広報車、同報系_____無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網	<p>第12節 広報・広聴体制の整備</p> <p>1 広報体制の整備</p> <p>(2) 広報する事項をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1" data-bbox="1650 711 2677 1045"> <tr> <td> 気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項 </td> <td> 受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否 </td> </tr> </table> <p>(3) 広報媒体をあらかじめ想定しておく。</p> <table border="1" data-bbox="1650 1079 2677 1188"> <tr> <td> テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、防災行政無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等 </td> </tr> </table> <p>(4) 広報媒体の整備を図る。</p> <table border="1" data-bbox="1650 1222 2677 1297"> <tr> <td> 広報車、防災行政無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網 </td> </tr> </table> <p>(5) 大規模停電時も含め災害時における報道要請及びその受入れについて、報道機関との間で協定を締結するなどして協力体制を構築する。</p> <p>(6)電気通信事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替え通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成</p> <p>市及び県(ぐんま暮らし・外国人活躍推進課)は、国(総務省)と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努めるものとする。</p>	気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否	テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、 防災行政無線 (戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等	広報車、 防災行政無線 (戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網
気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難勧告等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否									
テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、同報系_____無線(戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等										
広報車、同報系_____無線(戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網										
気象・水象状況 被害状況 二次災害の危険性 応急対策の実施状況 住民、関係団体等に対する協力要請 避難指示等の内容 避難場所及び指定避難所の名称・所在地・対象地区 避難時の注意事項	受診可能な医療機関・救護所の所在地 交通規制の状況 交通機関の運行状況 ライフライン・交通機関の復旧見通し 食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所 各種相談窓口 住民の安否									
テレビ、ラジオ(コミュニティFMを含む)、 防災行政無線 (戸別受信機)、防災ラジオ、広報車、インターネット、新聞、携帯電話(緊急速報メール機能を含む。)、ソーシャルメディア、Lアラート(災害情報共有システム)等										
広報車、 防災行政無線 (戸別受信機)、携帯電話、Lアラート(災害情報共有システム)、IP通信網										
予-36	<p>第3章 市民等の防災活動の促進</p> <p>第2節 防災思想の普及</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(3) 家庭防災会議の開催</p>	<p>第3章 市民等の防災活動の促進</p> <p>第2節 防災思想の普及</p> <p>1 防災知識の普及</p> <p>(3) 家庭防災会議の開催</p>								

	<p>災害への対応について、次の事項について日頃から家族で話し合いをしておく。 ア～オ (略)</p> <hr/> <p>カ～サ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 電話_に関する留意事項 ア 不要不急な電話はかけない_____。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。</p>	<p>災害への対応について、次の事項について日頃から家族で話し合いをしておく。 ア～オ (略)</p> <p><u>カ 自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p><u>キ～シ (略)</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 電話<u>等</u>に関する留意事項 ア 不要不急な電話<u>やデータ通信はしない</u>。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。</p>
予-44	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 3 避難体制の強化</p> <p>(1) 避難勧告等の伝達体制の整備 市長が発令する<u>避難勧告等</u>が避難行動要支援者に迅速かつ正確に伝達できる手段・方法を整備する。 避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいることから、日常的に生活を支援する機関等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉、表現等での確に伝わるよう、特に配慮するものとする。</p>	<p>第4章 要配慮者対策 第1節 要配慮者対策 3 避難体制の強化</p> <p>(1) <u>避難指示</u>等の伝達体制の整備 市長が発令する<u>避難指示等</u>が避難行動要支援者に迅速かつ正確に伝達できる手段・方法を整備する。 避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいることから、日常的に生活を支援する機関等への災害情報の伝達も活用するなど、多様な手段を活用して情報伝達を行うこと。 避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、その発令及び伝達に当たっては、高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉、表現等での確に伝わるよう、特に配慮するものとする。</p>
予-45	<p>6 要配慮者利用施設管理者との連携</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保 要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、震災に対する安全性を確保するものとする。_____</p> <hr/> <p>(4) 市及び県の支援 ア～イ (略) ウ 市は、要配慮者利用施設に<u>避難勧告等</u>の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。 エ (略)</p>	<p>6 要配慮者利用施設管理者との連携</p> <p>(2) 要配慮者利用施設の安全性の確保 要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、震災に対する安全性を確保するものとする。<u>特に、要配慮者利用施設のうち人命に関わる重要施設の管理者は、発生後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>(4) 市及び県の支援 ア～イ (略) ウ 市は、要配慮者利用施設に<u>避難指示</u>等の避難情報を提供するとともに、そのための伝達体制を整備する。 エ (略)</p>
予-48	<p>第5章 その他の災害予防 第2節 孤立化集落対策 1 孤立化のおそれがある集落の把握</p> <p>(4) 地すべり等<u>土砂災害危険箇所</u>_____及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。</p>	<p>第5章 その他の災害予防 第2節 孤立化集落対策 1 孤立化のおそれがある集落の把握</p> <p>(4) 地すべり等<u>の土砂災害の危険性が高い箇所</u>及び雪崩危険箇所並びに山地災害危険地区が孤立化のおそれがある集落に通じる道路に隣接して存在し、交通途絶の可能性が高い。</p>
応-13	<p>第2章 活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織 1 組織 組織編制図については、風水害・雪害対策編 応-25 と同様</p>	<p>第2章 活動体制の確立 第3節 災害対策本部の組織 1 組織 組織編制図については、風水害・雪害対策編 応-25 と同様</p>
応-15、 応-17、 応-21	<p>4 本部の各部長、各課長及び事務分掌 総務対策部、市民生活対策部、産業経済対策部、教育対策部について 風水害・雪害対策編 応-27、応-29、応-33 と同様</p>	<p>4 本部の各部長、各課長及び事務分掌 総務対策部、市民生活対策部、産業経済対策部、教育対策部について 風水害・雪害対策編 応-27、応-29、応-33 と同様</p>

<p>応 - 25</p>	<p style="text-align: center;">第2部 災害応急対策</p> <p>第2章 活動体制の確立 第6節 広域応援の要請等 1 市が行う応援の要請 (4) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の要請 市は、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1の割当てで被災地支援を行う対口支援が必要とされる状況下において、被災市区町村応援職員確保システムに基づく対口支援団体の決定前で、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。 また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。</p>	<p>第2部 災害応急対策 第2章 活動体制の確立 第6節 広域応援の要請等 1 市が行う応援の要請 (4) <u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく応援の要請 市は、被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1の割当てで被災地支援を行う対口支援が必要とされる状況下において、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づく対口支援団体の決定前で、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県(危機管理課)を通じて総務省に対し総括支援チーム(災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で編成し、被災市区町村に派遣されるチーム)の派遣を要請することができる。 また、市は、対口支援団体の決定後において、自らが行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請することができる。</p>
<p>応 - 35</p>	<p>第10節 自衛隊への災害派遣要請 3 自衛隊による提案型支援 大規模な災害が発生した際には、 被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</p>	<p>第10節 自衛隊への災害派遣要請 3 自衛隊による提案型支援 大規模な災害が発生した際には、<u>発災当初においては被害状況が不明であることから、自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の市及び県は混乱していることを前提に、第12旅団長又は第12後方支援隊長は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u></p>
<p>応 - 46</p>	<p>第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2節 交通の確保 3 道路啓開等 (1)～(6) (略) (追加)</p>	<p>第4章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動 第2節 交通の確保 3 道路啓開等 (1)～(6) (略) <u>(7)市及び県(道路管理課)は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを確保するため、県知事等が管理する道路において、県知事等に代わって国が道路啓開等を行うことが適当と考えられるときは、県知事等に代わって道路啓開等を代行できる制度により、国(国土交通省)へ要請を行う。</u></p>
<p>応 - 50～ 応 - 52</p>	<p>第5章 避難の受入活動 第1節 避難誘導 1 避難勧告等 (1) 避難勧告等の発令 ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難勧告等の発令を行うものとする。 イ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。 ウ (略) エ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 オ 市長のほか法令に基づき避難の勧告又は指示(緊急)を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに避難の勧告又は指示(緊急)を行うものとする。 カ 避難勧告等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。 キ 市は、<u>避難勧告等</u>の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。</p>	<p>第5章 避難の受入活動 第1節 避難誘導 1 <u>避難指示</u>等 (1) <u>避難指示</u>等の発令 ア 市長は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに<u>避難指示</u>等の発令を行うものとする。 イ <u>避難指示</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、住民等への周知徹底に努めるものとする。 ウ (略) エ 市は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>高齢者等避難</u>の発令等と併せて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。 オ 市長のほか法令に基づき<u>避難指示</u>を行う権限を有する者は、住民の生命、身体又は財産を災害から守るため必要と認めるときは、速やかに<u>避難指示</u>を行うものとする。 カ <u>避難指示</u>等に係る「発令者」、「措置」及び「発令する場合」は、次表のとおりである。 キ 市は、<u>避難指示</u>等の対象地域、判断時期等について、県、指定行政機関及び指定地方行政機関等へその所掌事務に関し、必要に応じて助言を求めるものとする。また、市は、時機を失することなく<u>避難指示</u>等が発令できるよう、県(危機管理課、河川課、砂防課、各土木事務所)へ積極的に助言を求めるものとする。</p>

	発令者	措置	発令する場合		発令者	措置	発令する場合
高齢者等避難開始	市長 (基本法第 56 条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。	高齢者等避難	市長 (基本法第 56 条)	・要配慮者の避難開始 ・一般住民の避難準備	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。
	避難勧告	市長又は知事 (基本法第 60 条)	・立ち退きの勧告 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示		災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	・立ち退きの指示
避難指示(緊急)	知事及びその命を受けた職員 又は水防管理者 (水防法第 29 条)	・立ち退きの指示	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難指示	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	・立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。
	知事及びその命を受けた職員 (地すべり等防止法第 25 条)	・立ち退きの指示	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。		市長又は知事 (基本法第 60 条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認められるとき。 知事は、市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。
	市長又は知事 (基本法第 60 条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示 ・屋内安全確保の指示	(避難勧告と同じ) ※地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令		警察官 (基本法第 61 条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。
	警察官 (基本法第 61 条)	・立ち退きの指示 ・立ち退き先の指示	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。		(警察官職務執行法第 4 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。
	(警察官職務執行法第 4 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要するとき。		自衛官 (自衛官法第 94 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいないとき。
	自衛官 (自衛官法第 94 条)	・避難の指示	天災、事変、工作物の損壊等により、人の生命、身体、財産が危険又は重大な損害を被る事態において、特に急を要する場合で、警察官がその場にはいないとき。				
(2) 明示する事項 避難勧告等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。 ア～オ (略)				(2) 明示する事項 避難指示等の発令を行う際に明示する事項は、次のとおりとする。 ア～オ (略)			
(3) 避難勧告等の基準 ア～オ (略)				(3) 避難指示等の基準 ア～オ (略)			
(4) 伝達方法 避難勧告等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール、サイレン等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。				(4) 伝達方法 避難指示等は、防災行政無線、テレビ・ラジオ放送、自治会・自主防災組織、広報車、市のホームページ、市の登録制メール、緊急速報メール、サイレン等の伝達手段を複合的に活用し、対象住民等に迅速かつ的確に伝達するものとする。			
(5) 市から関係機関への連絡 市は、避難勧告等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)及び警察等に連絡するものとする。				(5) 市から関係機関への連絡 市は、避難指示等の発令を行ったときは、その内容を速やかに県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)及び警察等に連絡するものとする。			

	<p>(6) 避難勧告等の解除 市は、<u>避難勧告等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>2 避難誘導 (略)</p> <p>3 要配慮者への配慮 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、<u>避難勧告等</u>を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。</p>	<p>(6) <u>避難指示等</u>の解除 市は、<u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>2 避難誘導 (略)</p> <p>3 要配慮者への配慮 市は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及び外国人等要配慮者について、避難の遅れや避難途中での事故が生じないように、地域住民や自主防災組織の協力を得て、<u>避難指示等</u>を確実に伝達するとともに避難の介助及び安全の確保に努めるものとする。</p>																					
応-54	<p>第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営</p> <p>2 指定避難所の開設</p> <p>(4) 市は、指定避難所を開設したときは、_____開設の状況_を速やかに_____県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。</p>	<p>第2節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営</p> <p>2 指定避難所の開設</p> <p>(4) 市は、指定避難所を開設したときは、<u>関係機関等による支援が円滑に行われるよう</u>、開設の状況等を速やかに<u>総合防災情報システム等により</u>県(行政県税事務所を経由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察及び消防本部等に連絡するものとする。</p>																					
応-64	<p>第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</p> <p>4 炊き出しの場所、方法、機関等</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校 給 食 中 央 共 同 調 理 場</td> <td>美原町 5 番 1 9 号</td> <td>45-0003</td> </tr> <tr> <td>” 新里共同調理場</td> <td>新里町山上 867 番地 1</td> <td>74-8159</td> </tr> <tr> <td>” 黒保根共同調理場</td> <td>黒保根町水沼 465 番地 1</td> <td>96-2354</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話	学 校 給 食 中 央 共 同 調 理 場	美原町 5 番 1 9 号	45-0003	” 新里共同調理場	新里町山上 867 番地 1	74-8159	” 黒保根共同調理場	黒保根町水沼 465 番地 1	96-2354	<p>第6章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</p> <p>第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</p> <p>4 炊き出しの場所、方法、機関等</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>電 話</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学 校 給 食 中 央 共 同 調 理 場</td> <td><u>相生町 3 丁目 333 番地の 1</u></td> <td><u>46-6510</u></td> </tr> <tr> <td>” 新里共同調理場</td> <td>新里町山上 867 番地 1</td> <td>74-8159</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 在 地	電 話	学 校 給 食 中 央 共 同 調 理 場	<u>相生町 3 丁目 333 番地の 1</u>	<u>46-6510</u>	” 新里共同調理場	新里町山上 867 番地 1	74-8159
名 称	所 在 地	電 話																					
学 校 給 食 中 央 共 同 調 理 場	美原町 5 番 1 9 号	45-0003																					
” 新里共同調理場	新里町山上 867 番地 1	74-8159																					
” 黒保根共同調理場	黒保根町水沼 465 番地 1	96-2354																					
名 称	所 在 地	電 話																					
学 校 給 食 中 央 共 同 調 理 場	<u>相生町 3 丁目 333 番地の 1</u>	<u>46-6510</u>																					
” 新里共同調理場	新里町山上 867 番地 1	74-8159																					
応-73	<p>第8章 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>(2) 広報内容 ア～エ (略) オ <u>避難勧告等</u>の避難情報 カ (略)</p> <p>(3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。特に_____被災者生活支援に関する情報については紙媒体_____での情報提供に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 市、防災関係機関及び報道関係機関は、<u>避難勧告等</u>の伝達など災害広報の実施に当たっては、要配慮者に対しても確実に情報が伝達されるよう配慮するものとする。</p>	<p>第8章 被災者等への的確な情報伝達活動</p> <p>第1節 広報・広聴活動</p> <p>1 広報活動</p> <p>(2) 広報内容 ア～エ (略) オ <u>避難指示等</u>の避難情報 カ (略)</p> <p>(3) 広報媒体 広報に当たっては、あらゆる媒体を活用して住民への周知を図るものとするが、広報媒体を例示するとおおむね次のとおりである。特に、<u>停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから</u>、被災者生活支援に関する情報については紙媒体<u>や広報車等</u>での情報提供に努めるものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 要配慮者への配慮 市、防災関係機関及び報道関係機関は、<u>避難指示等</u>の伝達など災害広報の実施に当たっては、要配慮者に対しても確実に情報が伝達されるよう配慮するものとする。</p>																					
応-76	<p>第10章 施設、設備の応急復旧活動</p> <p>第1節 施設、設備の応急復旧</p> <p>1 迅速な応急復旧の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(追加)</p>	<p>第10章 施設、設備の応急復旧活動</p> <p>第1節 施設、設備の応急復旧</p> <p>1 迅速な応急復旧の実施</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、関係する省庁、県(ライフライン関係課等)、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。</u> <u>道路管理者は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を行うものとし、市及び県のみでは迅速な対応が困難な場合には、国(国土交通省、防衛省等)と適切な役割分担等の下、道路啓開を実施するものとする。</u></p>																					

<p>応 - 82</p>	<p>第11章 二次災害の防止活動 第1節 二次災害の防止 2 水害・土砂災害対策 (3) 市は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難勧告等の判断が行えるように、県(砂防課)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を受けることができる。</p>	<p>第11章 二次災害の防止活動 第1節 二次災害の防止 2 水害・土砂災害対策 (3) 市は、地すべりによる重大な土砂災害が切迫した危機が認められる状況において適切な避難指示等の判断が行えるように、県(砂防課)が行う土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する調査情報の提供を受けることができる。</p>
<p>応 - 88</p>	<p>第13章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策</p> <p>近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。</p> <p>このため、市は、二次災害のおそれにより避難勧告等を発令した場合は、地域住民及び自主防災組織と連携し、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)に基づき避難誘導を行うものとする。</p> <p>避難後は、避難所における要配慮者のための専用スペースの確保や福祉避難所を設置するなど、要配慮者の視点や生活環境に配慮する。</p> <p>要配慮者利用施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、市は、可能な限り避難や介護支援等を行う。</p> <p>1 要配慮者対策 (1) 災害に対する警戒 ア (略) イ 市長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、<u>避難勧告</u>等の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。 ウ 市は、<u>避難勧告</u>等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。 エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や<u>避難勧告</u>等を直接伝達するものとする。 (2) 避難 市は、<u>避難勧告</u>等を発令する場合には、次の事項を留意のうえ、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。 ア～エ (略)</p>	<p>第13章 要配慮者対策 第1節 要配慮者の災害応急対策</p> <p>近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。また、これらの要配慮者は身体の不自由さ等により、避難生活にも困難を強いられるおそれがある。</p> <p>このため、市は、二次災害のおそれにより<u>避難指示</u>等を発令した場合は、地域住民及び自主防災組織と連携し、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)に基づき避難誘導を行うものとする。</p> <p>避難後は、避難所における要配慮者のための専用スペースの確保や福祉避難所を設置するなど、要配慮者の視点や生活環境に配慮する。</p> <p>要配慮者利用施設入所者の安全確保は施設管理者の責任となるが、市は、可能な限り避難や介護支援等を行う。</p> <p>1 要配慮者対策 (1) 災害に対する警戒 ア (略) イ 市長は、二次災害の危険が高いと判断した場合には、<u>避難指示</u>等の発令を行い、必要に応じて、警戒区域の設定を行う。 ウ 市は、<u>避難指示</u>等が、確実に要配慮者に伝達できるよう様々な手段や方法を講じるものとする。 エ 市は、必要に応じ、災害危険区域に立地している要配慮者利用施設の管理者に対し、防災気象情報や<u>避難指示</u>等を直接伝達するものとする。 (2) 避難 市は、<u>避難指示</u>等を発令する場合には、次の事項を留意のうえ、避難行動要支援者避難支援プラン(個別計画)等に基づき避難行動要支援者を安全な場所へ避難させるものとする。 ア～エ (略)</p>
<p>応 - 89</p>	<p>2 要配慮者利用施設の管理者との連携 (2) 避難 要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から<u>避難勧告</u>等の発令があったとき、又は地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。 ア～ウ (略)</p>	<p>2 要配慮者利用施設の管理者との連携 (2) 避難 要配慮者利用施設の管理者は、施設が被災し、市長から<u>避難指示</u>等の発令があったとき、又は地震による二次災害等により施設の危険が切迫していると判断した場合には、次の事項に留意のうえ、入(通)所者を安全な場所に避難させるものとする。 ア～ウ (略)</p>
<p>復 - 2</p>	<p style="text-align: center;">第3部 災害復旧・復興</p> <p>第2節 原状復旧 1 被災施設等の復旧等 (1)・(2) (略) (追加)</p> <p>2 災害廃棄物の処理 (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施 市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、NPO法人・ボランティア</p>	<p style="text-align: center;">第3部 災害復旧・復興</p> <p>第2節 原状復旧 1 被災施設等の復旧等 (1)・(2) (略) <u>(3) 市及び県は、県知事等が管理する道路の災害復旧事業に関する工事について、県等の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、実施に高度な技術または機械力を要する工事で県知事等に代わって国(国土交通省)が行うことが適当であると考えられるときは、県知事等に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、国(国土交通省)へ要請を行う。</u></p> <p>2 災害廃棄物の処理 (1) 適正かつ円滑・迅速な処理の実施 市は、災害廃棄物処理計画等に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うものとする。加えて、NPO法人・ボランティア</p>

	<p>ア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、<u>社会福祉協議会及びNPO法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u></p> <p>また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p>	<p>ア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、<u>国（環境省、防衛省）が作成した「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル等に基づき、社会福祉協議会及びNPO法人等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。</u></p> <p>また、市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。</p>
復 - 10	<p>第7節 激甚災害法の適用</p> <p>1 激甚災害の早期指定の確保</p> <p>(2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、<u>内閣総理大臣</u>に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。</p>	<p>第7節 激甚災害法の適用</p> <p>1 激甚災害の早期指定の確保</p> <p>(2) 知事(危機管理課)は、内閣総理大臣による激甚災害の指定が早期になされるよう、<u>関係各省庁</u>に対し、査定事業費等を速やかに報告するものとする。</p>

【 事故災害対策編 】

ページ	修正前	修正後
航 - 3	<p>第1部 航空災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節～第4節(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5節～第15節(略)</p>	<p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節～第4節(略)</p> <p><u>第5節 災害警戒本部等の設置</u></p> <p><u>(風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。)</u></p> <p>第6節～第16節(略)</p>
鉄 - 7	<p>第2部 鉄道災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節～第4節(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5節～第17節(略)</p>	<p>第2部 鉄道災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節～第4節(略)</p> <p><u>第5節 災害警戒本部等の設置</u></p> <p><u>(風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。)</u></p> <p>第6節～第18節(略)</p>
道 - 6	<p>第3部 道路災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節～第4節(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5節～第17節(略)</p>	<p>第3部 道路災害対策</p> <p>第2章 災害応急対策</p> <p>第1節～第4節(略)</p> <p><u>第5節 災害警戒本部等の設置</u></p> <p><u>(風水害・雪害対策編第2部第3章第3節「災害警戒本部の設置」に準ずる。)</u></p> <p>第6節～第18節(略)</p>

ページ	修正前								修正後									
水 - 9	第7章 雨量及び水位情報								第7章 雨量及び水位情報									
	(水位観測施設)								(水位観測施設)									
	区分	河川名	位置	通報先	水位 (m)				観測者	区分	河川名	位置	通報先	水位 (m)				観測者
					水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険						水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
	県施設	桐生川	桐生市 梅田町 一丁目 (上久方)	桐生土木事務所 (テレメーター)	2.20	3.10	4.20	4.58	桐生土木事務所 0277(53)0121	県施設	桐生川	桐生市 梅田町 一丁目 (上久方)	桐生土木事務所 (テレメーター)	2.20	3.10	4.20	4.58	桐生土木事務所 0277(53)0121
	(追加)									山田川	桐生市 川内町 五丁目	(<u>〃</u>)	1.08	1.63	1.81	1.98	〃	
県以外の施設	渡良瀬川	みどり市 大間々町 (高津戸)	国土交通省 (テレメーター)	2.20	3.30	4.40	5.00	渡良瀬川河川事務所 調査課 0284(73)5558	県以外の施設	渡良瀬川	みどり市 大間々町 (高津戸)	国土交通省 (テレメーター)	2.20	3.30	4.40	5.00	渡良瀬川河川事務所 調査課 0284(73)5558	
	桐生川	桐生市東 五丁目 (広見橋)	(<u>〃</u>)	1.70	2.00	3.00	3.70	〃		桐生川	桐生市東 五丁目 (広見橋)	(<u>〃</u>)	1.70	2.00	3.00	3.70	〃	
	(注) テレメーターによる水位観測は、防災情報提供センターのホームページに表示されます。								(注) テレメーターによる水位観測は、防災情報提供センターのホームページに表示されます。									
水 - 11	第8章 洪水予報								第8章 洪水予報									
	■気象警報・注意報の発表基準 (令和3年4月現在)								■気象警報・注意報の発表基準 (令和3年4月現在)									
	種類	発表基準							種類	発表基準								
気象注意報	大雨注意報	かなりの降雨があつて、被害が予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 表面雨量指数基準 9(浸水害) 土壌雨量指数基準 70(土砂災害)							気象注意報	大雨注意報	かなりの降雨があつて、被害が予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 表面雨量指数基準 13(浸水害) 土壌雨量指数基準 70(土砂災害)							
気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 表面雨量指数基準 21(浸水害) 土壌雨量指数基準 120(土砂災害)							気象警報	大雨警報	大雨により重大な災害が起こる恐れがあると予想される場合に行う。 次のいずれかを超えると予想される場合 表面雨量指数基準 25(浸水害) 土壌雨量指数基準 120(土砂災害)							
水 - 13	第9章 水防警報								第9章 水防警報									
	2. 県知事が行う指定河川の水防警報及び情報を通知する河川								2. 県知事が行う指定河川の水防警報及び情報を通知する河川									
	■基準水位								■基準水位									
	指定河川	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	観測者		指定河川	観測所名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	観測者			
桐生川	上久方	2.20m	3.10m	4.20m	4.58m	桐生土木事務所 0277(53)0121		桐生川	上久方	2.20m	3.10m	4.20m	4.58m	桐生土木事務所 0277(53)0121				
	(追加)							山田川	山田川	1.08m	1.63m	1.81m	1.98m	〃				

ページ	修正前	修正後																																																																																																																																																																										
資-11	<p style="text-align: center;">1-5 桐生市防災会議委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>桐生市長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第3条第5項第1号</td> <td>群馬森林管理署長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>国土交通省渡良瀬川河川事務所 桐生出張所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第3条第5項第9号</td> <td>桐生市婦人消防隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>一般社団法人きりゅう市民活動 推進ネットワーク 理事長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>きりゅう女性協議会 副会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	備考	会長	桐生市長		条例第3条第5項第1号	群馬森林管理署長		〃	国土交通省渡良瀬川河川事務所 桐生出張所長		条例第3条第5項第9号	桐生市婦人消防隊長		〃	一般社団法人きりゅう市民活動 推進ネットワーク 理事長		〃	きりゅう女性協議会 副会長		(追加)	(追加)		(追加)	(追加)		(追加)	(追加)		<p style="text-align: center;">1-5 桐生市防災会議委員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職名</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>桐生市長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第3条第5項第1号</td> <td>群馬森林管理署長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>国土交通省渡良瀬川河川事務所 桐生出張所長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例第3条第5項第9号</td> <td>桐生市婦人消防隊長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>一般社団法人きりゅう市民活動 推進ネットワーク 理事長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>きりゅう女性協議会 副会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>桐生市婦人団体連絡協議会 副会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>桐生市民生委員児童委員協議会長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>NPO 法人キッズバレイ 代表理事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	職名	備考	会長	桐生市長		条例第3条第5項第1号	群馬森林管理署長		〃	国土交通省渡良瀬川河川事務所 桐生出張所長		条例第3条第5項第9号	桐生市婦人消防隊長		〃	一般社団法人きりゅう市民活動 推進ネットワーク 理事長		〃	きりゅう女性協議会 副会長		〃	桐生市婦人団体連絡協議会 副会長		〃	桐生市民生委員児童委員協議会長		〃	NPO 法人キッズバレイ 代表理事																																																																																																															
区分	職名	備考																																																																																																																																																																										
会長	桐生市長																																																																																																																																																																											
条例第3条第5項第1号	群馬森林管理署長																																																																																																																																																																											
〃	国土交通省渡良瀬川河川事務所 桐生出張所長																																																																																																																																																																											
条例第3条第5項第9号	桐生市婦人消防隊長																																																																																																																																																																											
〃	一般社団法人きりゅう市民活動 推進ネットワーク 理事長																																																																																																																																																																											
〃	きりゅう女性協議会 副会長																																																																																																																																																																											
(追加)	(追加)																																																																																																																																																																											
(追加)	(追加)																																																																																																																																																																											
(追加)	(追加)																																																																																																																																																																											
区分	職名	備考																																																																																																																																																																										
会長	桐生市長																																																																																																																																																																											
条例第3条第5項第1号	群馬森林管理署長																																																																																																																																																																											
〃	国土交通省渡良瀬川河川事務所 桐生出張所長																																																																																																																																																																											
条例第3条第5項第9号	桐生市婦人消防隊長																																																																																																																																																																											
〃	一般社団法人きりゅう市民活動 推進ネットワーク 理事長																																																																																																																																																																											
〃	きりゅう女性協議会 副会長																																																																																																																																																																											
〃	桐生市婦人団体連絡協議会 副会長																																																																																																																																																																											
〃	桐生市民生委員児童委員協議会長																																																																																																																																																																											
〃	NPO 法人キッズバレイ 代表理事																																																																																																																																																																											
資-12 ～資-17	<p style="text-align: center;">2-1 重要水防箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">図面 対象 番号</th> <th rowspan="2">河川 名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th colspan="2">重要水防箇所</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>左右 岸別 階級</th> <th>地先名</th> <th>杭位置 (K, m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐右 1-1</td> <td>桐生川</td> <td>堤防断面</td> <td>B 右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>400.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>桐生土木 事務所</td> </tr> <tr> <td>桐左 2-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐右 3-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>800.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐左 4-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐右 5-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	図面 対象 番号	河川 名	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	備考	種別	左右 岸別 階級	地先名	杭位置 (K, m)	桐右 1-1	桐生川	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所	桐左 2-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃	桐右 3-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	〃	桐左 4-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃	桐右 5-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	〃	(追加)									(追加)									(追加)									<p style="text-align: center;">2-1 重要水防箇所一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区別 番号</th> <th rowspan="2">河川 名</th> <th colspan="2">重要度</th> <th colspan="2">重要水防箇所</th> <th rowspan="2">延長 (m)</th> <th rowspan="2">重要な理由</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>左右 岸別 階級</th> <th>地先名</th> <th>杭位置 (K, m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>桐右 1-1</td> <td>桐生川</td> <td>堤防断面</td> <td>B 右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>400.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>桐生土木 事務所</td> </tr> <tr> <td>桐左 2-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐右 3-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>800.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐左 4-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 左</td> <td>桐生市菱町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐右 5-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 右</td> <td>桐生市梅田町</td> <td></td> <td>200.0</td> <td>堤防断面不足。</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐左 6-1</td> <td>山田川</td> <td>堤防断面</td> <td>B 左</td> <td>桐生市川内町</td> <td></td> <td>100.0</td> <td>水衝部、対策未施工</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐右 7-1</td> <td>〃</td> <td>堤防高</td> <td>A 右</td> <td>〃</td> <td></td> <td>100.0</td> <td>堤防高不足(流下能力)</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>桐右 8-1</td> <td>〃</td> <td>堤防断面</td> <td>B 右</td> <td>〃</td> <td></td> <td>300.0</td> <td>法崩れ・サベリの恐れ</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table>	区別 番号	河川 名	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	備考	種別	左右 岸別 階級	地先名	杭位置 (K, m)	桐右 1-1	桐生川	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所	桐左 2-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃	桐右 3-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	〃	桐左 4-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃	桐右 5-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	〃	桐左 6-1	山田川	堤防断面	B 左	桐生市川内町		100.0	水衝部、対策未施工	〃	桐右 7-1	〃	堤防高	A 右	〃		100.0	堤防高不足(流下能力)	〃	桐右 8-1	〃	堤防断面	B 右	〃		300.0	法崩れ・サベリの恐れ	〃
図面 対象 番号	河川 名			重要度		重要水防箇所					延長 (m)	重要な理由	備考																																																																																																																																																															
		種別	左右 岸別 階級	地先名	杭位置 (K, m)																																																																																																																																																																							
桐右 1-1	桐生川	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所																																																																																																																																																																				
桐左 2-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
桐右 3-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
桐左 4-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
桐右 5-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
(追加)																																																																																																																																																																												
(追加)																																																																																																																																																																												
(追加)																																																																																																																																																																												
区別 番号	河川 名	重要度		重要水防箇所		延長 (m)	重要な理由	備考																																																																																																																																																																				
		種別	左右 岸別 階級	地先名	杭位置 (K, m)																																																																																																																																																																							
桐右 1-1	桐生川	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		400.0	堤防断面不足。	桐生土木 事務所																																																																																																																																																																				
桐左 2-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
桐右 3-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		800.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
桐左 4-1	〃	堤防断面	B 左	桐生市菱町		200.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
桐右 5-1	〃	堤防断面	B 右	桐生市梅田町		200.0	堤防断面不足。	〃																																																																																																																																																																				
桐左 6-1	山田川	堤防断面	B 左	桐生市川内町		100.0	水衝部、対策未施工	〃																																																																																																																																																																				
桐右 7-1	〃	堤防高	A 右	〃		100.0	堤防高不足(流下能力)	〃																																																																																																																																																																				
桐右 8-1	〃	堤防断面	B 右	〃		300.0	法崩れ・サベリの恐れ	〃																																																																																																																																																																				
資-66	<p style="text-align: center;">2-12 防災重点ため池一覧表 令和2年3月26日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>総貯水量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早川貯水池</td> <td>桐生市新里町新川地先</td> <td>900,000</td> </tr> <tr> <td>上 沼</td> <td>桐生市新里町奥沢地先</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>中 沼</td> <td>桐生市新里町奥沢地先</td> <td>6,600</td> </tr> <tr> <td>下 沼</td> <td>桐生市新里町奥沢地先</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>童沢貯水池</td> <td>桐生市新里町山上地先</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>新沼貯水池</td> <td>桐生市新里町山上地先</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	総貯水量(m ³)	早川貯水池	桐生市新里町新川地先	900,000	上 沼	桐生市新里町奥沢地先	4,000	中 沼	桐生市新里町奥沢地先	6,600	下 沼	桐生市新里町奥沢地先	8,000	童沢貯水池	桐生市新里町山上地先	40,000	新沼貯水池	桐生市新里町山上地先	10,000	<p style="text-align: center;">2-12 農業用ダム・防災重点ため池一覧表 令和3年11月15日現在</p> <p>農業用ダム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>堤高(m)</th> <th>堤頂長(m)</th> <th>総貯水量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>早川貯水池</td> <td>桐生市新里町新川地先</td> <td>26.0</td> <td>230</td> <td>900,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>防災重点ため池</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>堤高(m)</th> <th>堤頂長(m)</th> <th>総貯水量(m³)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上 沼</td> <td>桐生市新里町奥沢地先</td> <td>9.5</td> <td>37</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>下 沼</td> <td>桐生市新里町奥沢地先</td> <td>7.0</td> <td>65</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>童沢貯水池</td> <td>桐生市新里町山上地先</td> <td>10.0</td> <td>100</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>新沼貯水池</td> <td>桐生市新里町山上地先</td> <td>3.6</td> <td>100</td> <td>10,000</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)	早川貯水池	桐生市新里町新川地先	26.0	230	900,000	名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)	上 沼	桐生市新里町奥沢地先	9.5	37	4,000	下 沼	桐生市新里町奥沢地先	7.0	65	8,000	童沢貯水池	桐生市新里町山上地先	10.0	100	40,000	新沼貯水池	桐生市新里町山上地先	3.6	100	10,000																																																																																																																		
名称	所在地	総貯水量(m ³)																																																																																																																																																																										
早川貯水池	桐生市新里町新川地先	900,000																																																																																																																																																																										
上 沼	桐生市新里町奥沢地先	4,000																																																																																																																																																																										
中 沼	桐生市新里町奥沢地先	6,600																																																																																																																																																																										
下 沼	桐生市新里町奥沢地先	8,000																																																																																																																																																																										
童沢貯水池	桐生市新里町山上地先	40,000																																																																																																																																																																										
新沼貯水池	桐生市新里町山上地先	10,000																																																																																																																																																																										
名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)																																																																																																																																																																								
早川貯水池	桐生市新里町新川地先	26.0	230	900,000																																																																																																																																																																								
名称	所在地	堤高(m)	堤頂長(m)	総貯水量(m ³)																																																																																																																																																																								
上 沼	桐生市新里町奥沢地先	9.5	37	4,000																																																																																																																																																																								
下 沼	桐生市新里町奥沢地先	7.0	65	8,000																																																																																																																																																																								
童沢貯水池	桐生市新里町山上地先	10.0	100	40,000																																																																																																																																																																								
新沼貯水池	桐生市新里町山上地先	3.6	100	10,000																																																																																																																																																																								

3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表

No.	施設名	住所	備考
1	明照保育園	桐生市本町 6-398	
34	ひかり保育園	桐生市東 4-1-18	
35	いちばん星	桐生市東 5-6-14	
36	東保育園	桐生市東 5-6-47	
38	やよいホーム	桐生市宮前町 1-4-12 ジェネスきり	
39	みどりホーム	桐生市宮前町 2-5-29	
40	元宿保育園	桐生市元宿町 3-16	
41	桐生市地域活動支援センター 虹の作業所第2	桐生市元宿町 9-38	
42	桐生北こども園	桐生市東久方町 1-1-36	
43	桐生工業高等学校	桐生市西久方町 1-1-41	
44	城田クリニック	桐生市天神町 3-5-24	土砂と重複
45	両毛ヤクルト販売㈱ 桐生東センター	桐生市境野町 2-741-4	
46	ふれあいホーム大地の里	桐生市境野町 2-1281-3	
47	ケアホーム いまじん	桐生市境野町 2-1459	
48	桐生市境野長寿センター	桐生市境野町 3-1295-1	
49	桐生市立みつぼり保育園	桐生市境野町 3-1302-4	
50	グループホーム あおぞら	桐生市境野町 3-2113	
51	ふれあいホーム おおぞら	桐生市境野町 3-2113	
52	ゆとりハウス	桐生市境野町 3-2125-1	
53	コスモス白滝	桐生市境野町 4-1065-1	
54	沼の上保育園	桐生市境野町 4-1095-1	
55	境野小学校	桐生市境野町 6-1616-1	
56	桐生市立境野幼稚園	桐生市境野町 6-1616-1	
57	境野四ツ葉第1・2放課後児童クラブ	桐生市境野町 6-1616-1	
58	境野中学校	桐生市境野町 6-1673	
59	ふれあいホーム こもれ陽の里	桐生市境野町 7-1731-9	
60	サンライズさかいの	桐生市境野町 7-1788-1	
61	ケアハウス さかいの	桐生市境野町 7-1788-1	
62	双葉苑	桐生市広沢町 1-2643-1	
63	ケアハウス ふたば	桐生市広沢町 1-2643-1	
64	療護施設 桐花園	桐生市広沢町 1-2647	
65	両毛整肢療護園	桐生市広沢町 1-2648-1	
66	桜木中学校	桐生市広沢町 1-2874	
67	認定こども園 おおぞら	桐生市広沢町 1-2903-2	
68	両毛ヤクルト販売㈱広沢センター	桐生市広沢町 1-2932-9	
69	ABCルーム	桐生市桜木町 1381-7	
70	広沢幼稚園	桐生市広沢町 4-2099	
71	ユートピア広沢	桐生市広沢町 6-307-3	
72	ケアハウス リバーサイド広沢	桐生市広沢町 6-307-3	

3-1 浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧表

No.	施設名	住所	備考
1	明照保育園	桐生市本町 6-398	
34	ひかりこども園	桐生市東 4-1-18	
35	いちばん星	桐生市東 5-6-14	
36	らららこども園	桐生市東 5-6-47	
38	やよいホーム	桐生市宮前町 1-4-12 ジェネスきり	
39	みどりホーム	桐生市宮前町 2-5-29	
40	桐生市地域活動支援センター 虹の作業所第2	桐生市元宿町 9-38	
41	桐生北こども園	桐生市東久方町 1-1-36	
42	桐生工業高等学校	桐生市西久方町 1-1-41	
43	城田クリニック	桐生市天神町 3-5-24	土砂と重複
44	両毛ヤクルト販売㈱ 桐生東センター	桐生市境野町 2-741-4	
45	ふれあいホーム大地の里	桐生市境野町 2-1281-3	
46	ケアホーム いまじん	桐生市境野町 2-1459	
47	桐生市境野長寿センター	桐生市境野町 3-1295-1	
48	桐生市立みつぼり保育園	桐生市境野町 3-1302-4	
49	グループホーム あおぞら	桐生市境野町 3-2113	
50	ふれあいホーム おおぞら	桐生市境野町 3-2113	
51	ゆとりハウス	桐生市境野町 3-2125-1	
52	コスモス白滝	桐生市境野町 4-1065-1	
53	沼の上保育園	桐生市境野町 4-1095-1	
54	境野小学校	桐生市境野町 6-1616-1	
55	桐生市立境野幼稚園	桐生市境野町 6-1616-1	
56	境野学童四ツ葉第1・2クラブ	桐生市境野町 6-1616-1	
57	境野中学校	桐生市境野町 6-1673	
58	ふれあいホーム こもれ陽の里	桐生市境野町 7-1731-9	
59	サンライズさかいの	桐生市境野町 7-1788-1	
60	ケアハウス さかいの	桐生市境野町 7-1788-1	
61	双葉苑	桐生市広沢町 1-2643-1	
62	ケアハウス ふたば	桐生市広沢町 1-2643-1	
63	療護施設 桐花園	桐生市広沢町 1-2647	
64	両毛整肢療護園	桐生市広沢町 1-2648-1	
65	桜木中学校	桐生市広沢町 1-2874	
66	認定こども園 おおぞら	桐生市広沢町 1-2903-2	
67	両毛ヤクルト販売㈱広沢センター	桐生市広沢町 1-2932-9	
68	ばんび	桐生市桜木町 1381-7	
69	広沢幼稚園	桐生市広沢町 4-2099	
70	ユートピア広沢	桐生市広沢町 6-307-3	
71	ケアハウス リバーサイド広沢	桐生市広沢町 6-307-3	

73	ケアハウス サンフラワー広沢	桐生市広沢町 6-307-3		72	ケアハウス サンフラワー広沢	桐生市広沢町 6-307-3	
74	グレイス広沢	桐生市広沢町 6-307-11		73	グレイス広沢	桐生市広沢町 6-307-11	
75	ハーモニー広沢	桐生市広沢町 6-332-1		74	ハーモニー広沢	桐生市広沢町 6-332-1	
76	ケアハウス ハートフル広沢	桐生市広沢町 6-332-1		75	ケアハウス ハートフル広沢	桐生市広沢町 6-332-1	
77	サンロイヤル広沢	桐生市広沢町 6-335-1		76	サンロイヤル広沢	桐生市広沢町 6-335-1	
78	やまぐちハウス彩-iRodori-	桐生市広沢町 6-355		77	やまぐちハウス彩-iRodori-	桐生市広沢町 6-355	
79	山口クリニック	桐生市広沢町 6-355		78	山口クリニック	桐生市広沢町 6-355	
80	桐生整形外科病院	桐生市広沢町間ノ島 284-1		79	桐生整形外科 広沢クリニック	桐生市広沢町間ノ島 284-1	
81	群馬県立あさひ養護学校	桐生市広沢町間ノ島 440		80	群馬県立あさひ養護学校	桐生市広沢町間ノ島 440	
82	桐生女子高等学校	桐生市梅田町 1-185-1	土砂と重複				
83	たかぞのこども園	桐生市梅田町 1-273-1		81	たかぞのこども園	桐生市梅田町 1-273-1	
84	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町 1-385-4	土砂と重複	82	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町 1-385-4	土砂と重複
85	瀬々らぎの里	桐生市梅田町 1-724-1		83	瀬々らぎの里	桐生市梅田町 1-724-1	
86	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町 1-766-1	土砂と重複	84	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町 1-766-1	土砂と重複
87	高齢者福祉シェアハウス えがお相生	桐生市相生町 2-178-1		85	高齢者福祉シェアハウス えがお相生	桐生市相生町 2-178-1	
88	COCO-LO	桐生市相生町 2-261-3		86	COCO-LO	桐生市相生町 2-261-3	
89	岸病院	桐生市相生町 2-277	土砂と重複	87	岸病院	桐生市相生町 2-277	土砂と重複
90	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町 2-277(岸病院敷地内)	土砂と重複	88	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町 2-277(岸病院敷地内)	土砂と重複
91	有料老人ホーム みらい	桐生市相生町 2-312-1		89	有料老人ホーム みらい	桐生市相生町 2-312-1	
92	999 スリーナイン桐生みどり	桐生市相生町 2-316-1		90	999 スリーナイン桐生みどり	桐生市相生町 2-316-1	
93	グループホーム クララ相生	桐生市相生町 2-368-6		91	グループホーム クララ相生	桐生市相生町 2-368-6	
94	桐生西_高等学校	桐生市相生町 3-551-1		92	桐生清桜高等学校	桐生市相生町 3-551-1	
95	ひまわり保育園	桐生市相生町 3-683-1		93	ひまわり保育園	桐生市相生町 3-683-1	
96	たかのす聖母保育園	桐生市川内町 2-81-4		94	たかのす聖母保育園	桐生市川内町 2-81-4	
97	Iris La・Foret (アイリス・ラ・フォーレ)	桐生市菱町 1-350-1	土砂と重複	95	Iris La・Foret (アイリス・ラ・フォーレ)	桐生市菱町 1-350-1	土砂と重複
98	日新病院	桐生市菱町 3-2069-1		96	日新病院	桐生市菱町 3-2069-1	
99	桜木小学校	桐生市相生町 1-383		97	桜木小学校	桐生市相生町 1-383	
100	さくら放課後児童クラブ	桐生市相生町 1-383		98	さくらクラブ	桐生市相生町 1-383	

資 - 70

3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧			
No.	施設名	住所	備考
1	たちばな保育園 (子育て支援センター)	桐生市西久方町 2-3-8	
2	城田クリニック	桐生市天神町 3-5-24	洪水と重複
3	藤和の丘	桐生市広沢町 6-596-3	
4	市立広沢南部保育園	桐生市広沢町 6-606-4	
5	県立桐生女子高等学校	桐生市梅田町 1-185-1	洪水と重複
6	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町 1-766-1	洪水と重複
7	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町 1-385-4	洪水と重複
8	梅田中学校	桐生市梅田町 2-347-1	
9	特別養護老人ホーム 梅の郷	桐生市梅田町 4-1774-4	
10	医療法人岸会 岸病院	桐生市相生町 2-277	洪水と重複
11	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町 2-277(岸病院敷地内)	洪水と重複
12	すみれ保育園	桐生市相生町 3-493-15	
13	グループホーム サンシャイン	桐生市川内町 1-322-1	
14	特別養護老人ホーム 思いやり	桐生市川内町 1-361-2	
15	介護老人保健施設 かがやき	桐生市川内町 1-407-1	
16	ふれあい苑「寿」	桐生市川内町 5-26-1	
17	ふれあい苑「寿三号」	桐生市川内町 5-50-1	
18	有料老人ホーム スマイリングホームメディス川内	桐生市川内町 5-3063-1	
19	Iris La・Foret(アイリス ラ・フォーレ)	桐生市菱町 1-350-1	洪水と重複
20	市立黒保根保育園	桐生市黒保根町水沼 199-1	
21	黒保根中学校	桐生市黒保根町水沼 324-7	
22	障害者支援施設 エルシーヌ藤ヶ丘	桐生市黒保根町下田沢 3480	

3-2 土砂災害警戒区域内所在の要配慮者利用施設一覧			
No.	施設名	住所	備考
1	たちばな保育園 (子育て支援センター)	桐生市西久方町 2-3-8	
2	城田クリニック	桐生市天神町 3-5-24	洪水と重複
3	藤和の丘	桐生市広沢町 6-596-3	
4	市立広沢南部保育園	桐生市広沢町 6-606-4	
5	有料老人ホーム ていねい桐生	桐生市梅田町 1-766-1	洪水と重複
6	グループホーム クララ梅田	桐生市梅田町 1-385-4	洪水と重複
7	梅田中学校	桐生市梅田町 2-347-1	
8	特別養護老人ホーム 梅の郷	桐生市梅田町 4-1774-4	
9	医療法人岸会 岸病院	桐生市相生町 2-277	洪水と重複
10	デイケア ひだまり赤岩	桐生市相生町 2-277(岸病院敷地内)	洪水と重複
11	すみれ保育園	桐生市相生町 3-493-15	
12	グループホーム サンシャイン	桐生市川内町 1-322-1	
13	特別養護老人ホーム 思いやり	桐生市川内町 1-361-2	
14	介護老人保健施設 かがやき	桐生市川内町 1-407-1	
15	ふれあい苑「寿」	桐生市川内町 5-26-1	
16	ふれあい苑「寿三号」	桐生市川内町 5-50-1	
17	有料老人ホーム スマイリングホームメディス川内	桐生市川内町 5-3063-1	
18	Iris La・Foret(アイリス ラ・フォーレ)	桐生市菱町 1-350-1	洪水と重複
19	市立黒保根保育園	桐生市黒保根町水沼 199-1	
20	黒保根中学校	桐生市黒保根町水沼 324-7	
21	障害者支援施設 エルシーヌ藤ヶ丘	桐生市黒保根町下田沢 3480	

種 類		5-3 警報・注意報発表基準	
		5-3-1 警報・注意報発表基準一覧表	
警 報	一般の 利用に 適合	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 浸水害：表面雨量指数 <u>21</u> 土砂災害：土壌雨量指数 120
		洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域= <u>10.2</u> 鎗木川流域= <u>7.1</u> 藤沢川流域= <u>6.5</u> 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部 [高津戸・広見橋]
注 意 報	一般の 利用に 適合	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 浸水害：表面雨量指数 <u>9</u> 土砂災害：土壌雨量指数 70
		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域= <u>8.1</u> 鎗木川流域= <u>5.6</u> 藤沢川流域= <u>5.2</u> 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部 [高津戸・広見橋]

資 - 75

種 類		5-3 警報・注意報発表基準	
		5-3-1 警報・注意報発表基準一覧表	
警 報	一般の 利用に 適合	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 浸水害：表面雨量指数 <u>25</u> 土砂災害：土壌雨量指数 120
		洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域= <u>11.4</u> 鎗木川流域= <u>7.6</u> 藤沢川流域= <u>6.6</u> 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部 [高津戸・広見橋]
注 意 報	一般の 利用に 適合	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 浸水害：表面雨量指数 <u>13</u> 土砂災害：土壌雨量指数 70
		洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたとき。 流域雨量指数：山田川流域= <u>9.1</u> 鎗木川流域= <u>6</u> 藤沢川流域= <u>5.2</u> 指定河川洪水予報による基準：渡良瀬川上流部 [高津戸・広見橋]

地 区		No.		施設・場所名		所在地		電話番号		管理担当		指定緊急避難場所 (異常な現象の種類)				
												洪水 災害	土砂 災害	地震	大規模 火事	内 水 氾 濫
1 区 ～ 10 区	23	東保育園	東五丁目 6 番 47 号	47-1066	園長	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—	
						○	○	—	—	○	—					
	25	元宿保育園	元宿町 3 番 16 号	44-6371	園長	○	○	—	—	○	—	—	—	—	—	
						○	○	—	—	○	—	—	—			
	57	桐生南高等学校	広沢町三丁目 4193 番地	54-1900	学校長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
						○	○	○	○	○	○	○	○	○		
70	桐生女子高等学校	梅田町一丁目 185 番地 1	32-2182	学校長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					○	○	○	○	○	○	○	○	○			
82	桐生西高等学校	相生町三丁目 551 番地 1	52-2455	学校長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					○	○	○	○	○	○	○	○	○			

資 - 84
～資-86

6-3 避難勧告等の基準

渡良瀬川

基準水位観測所	高津戸基準水位観測所
避難準備・ 高齢者等 避難開始	観測所の水位が 4.4m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫警戒情報が発表されたとき
	(追加)
避難勧告	観測所の水位が 5.0m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫危険情報が発表されたとき
	(追加)
避難指示(緊急)	(追加)
	(追加)
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
	(追加)
	決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

桐生川(上流)

基準水位観測所	上久方基準水位観測所
避難準備・ 高齢者等 避難開始	観測所の水位が 4.2m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫警戒情報が発表されたとき
避難勧告	観測所の水位が 4.58m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫危険情報が発表されたとき
避難指示(緊急)	(追加)
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
	(追加)
	決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

6-3 避難指示等の基準

渡良瀬川

基準水位観測所	高津戸基準水位観測所
高齢者等避難	観測所の水位が 4.4m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫警戒情報が発表されたとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になったとき 軽微な漏水・侵食等が発見された場合
避難指示	観測所の水位が 5.0m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	氾濫危険情報が発表されたとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になったとき 異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき 草木ダム及び高津戸ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があったとき
緊急安全確保	観測所の水位が 8.54m (計画高水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合
	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

桐生川(上流)

基準水位観測所	上久方基準水位観測所
高齢者等避難	観測所の水位が 4.2m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	軽微な漏水・侵食等が発見された場合
避難指示	観測所の水位が 4.58m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき
緊急安全確保	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
	大雨特別警報(浸水害)が発表された場合 決壊や越水・溢水が発生した場合

	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">桐生川(下流)</th> </tr> <tr> <td>基準水位観測所</td> <td>広見橋基準水位観測所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">避難準備・ 高齢者等 避難開始</td> <td>観測所の水位が 3.0m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難勧告</td> <td>観測所の水位が 3.7m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示(緊急)</td> <td>異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき</td> </tr> </table>	桐生川(下流)		基準水位観測所	広見橋基準水位観測所	避難準備・ 高齢者等 避難開始	観測所の水位が 3.0m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき	氾濫警戒情報が発表されたとき	(追加)		(追加)	避難勧告	観測所の水位が 3.7m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき	氾濫危険情報が発表されたとき	(追加)	(追加)	避難指示(緊急)	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">桐生川(下流)</th> </tr> <tr> <td>基準水位観測所</td> <td>広見橋基準水位観測所</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">高齢者等避難</td> <td>観測所の水位が 3.0m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫警戒情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になったとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>軽微な漏水・侵食等が発見された場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">避難指示</td> <td>観測所の水位が 3.7m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報が発表されたとき</td> </tr> <tr> <td>河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になったとき</td> </tr> <tr> <td>異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">緊急安全確保</td> <td>観測所の水位が 4.00m (計画高水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合</td> </tr> <tr> <td>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき</td> </tr> </table>	桐生川(下流)		基準水位観測所	広見橋基準水位観測所	高齢者等避難	観測所の水位が 3.0m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき	氾濫警戒情報が発表されたとき	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になったとき		軽微な漏水・侵食等が発見された場合	避難指示	観測所の水位が 3.7m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき	氾濫危険情報が発表されたとき	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になったとき	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき	緊急安全確保	観測所の水位が 4.00m (計画高水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	大雨特別警報(浸水害)が発表された場合		決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき
	桐生川(下流)																																													
基準水位観測所	広見橋基準水位観測所																																													
避難準備・ 高齢者等 避難開始	観測所の水位が 3.0m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき																																													
	氾濫警戒情報が発表されたとき																																													
	(追加)																																													
	(追加)																																													
避難勧告	観測所の水位が 3.7m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき																																													
	氾濫危険情報が発表されたとき																																													
	(追加)																																													
	(追加)																																													
避難指示(緊急)	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき																																													
	(追加)																																													
	(追加)																																													
	(追加)																																													
(追加)	決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき																																													
桐生川(下流)																																														
基準水位観測所	広見橋基準水位観測所																																													
高齢者等避難	観測所の水位が 3.0m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき																																													
	氾濫警戒情報が発表されたとき																																													
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(赤)」になったとき																																													
	軽微な漏水・侵食等が発見された場合																																													
避難指示	観測所の水位が 3.7m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき																																													
	氾濫危険情報が発表されたとき																																													
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「避難判断水位の超過に相当(紫)」になったとき																																													
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき																																													
緊急安全確保	観測所の水位が 4.00m (計画高水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき																																													
	河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)で「氾濫している可能性(黒)」になった場合																																													
	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合																																													
	大雨特別警報(浸水害)が発表された場合																																													
	決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表されたとき																																													
	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">山田川</th> </tr> <tr> <td>基準水位観測所</td> <td>山田川基準水位観測所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高齢者等避難</td> <td>観測所の水位が 1.81m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>軽微な漏水・侵食等が発見された場合</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難指示</td> <td>観測所の水位が 1.98m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">緊急安全確保</td> <td>樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合</td> </tr> <tr> <td>大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</td> </tr> <tr> <td>決壊や越水・溢水が発生した場合</td> </tr> </table>	山田川		基準水位観測所	山田川基準水位観測所	高齢者等避難	観測所の水位が 1.81m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき	軽微な漏水・侵食等が発見された場合	避難指示	観測所の水位が 1.98m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき	緊急安全確保	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合	大雨特別警報(浸水害)が発表された場合	決壊や越水・溢水が発生した場合																															
山田川																																														
基準水位観測所	山田川基準水位観測所																																													
高齢者等避難	観測所の水位が 1.81m (避難判断水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき																																													
	軽微な漏水・侵食等が発見された場合																																													
避難指示	観測所の水位が 1.98m (氾濫危険水位)に達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき																																													
	異常な漏水・溢水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき																																													
緊急安全確保	樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合																																													
	大雨特別警報(浸水害)が発表された場合																																													
	決壊や越水・溢水が発生した場合																																													
資-89	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">2 土砂災害に関する避難基準</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> <tr> <td>避難準備・ 高齢者等 避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害危険度情報」の 5km 四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の 3 時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合 </td> </tr> </table>	2 土砂災害に関する避難基準		種別	発令基準	避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害危険度情報」の 5km 四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の 3 時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合 	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">2 土砂災害に関する避難基準</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>発令基準</th> </tr> <tr> <td>高齢者等 避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害危険度情報」の 1km 四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の 3 時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 夜間に避難指示等が発令される見込みがある場合 </td> </tr> </table>	2 土砂災害に関する避難基準		種別	発令基準	高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害危険度情報」の 1km 四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の 3 時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 夜間に避難指示等が発令される見込みがある場合 																																
2 土砂災害に関する避難基準																																														
種別	発令基準																																													
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害危険度情報」の 5km 四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の 3 時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 夜間に避難勧告等が発令される見込みがある場合 																																													
2 土砂災害に関する避難基準																																														
種別	発令基準																																													
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> 「土砂災害危険度情報」の 1km 四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、危険度の 3 時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 過去の被災時雨量に達すると見込まれる場合 夜間に避難指示等が発令される見込みがある場合 																																													

	<p>避難勧告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害危険度情報」の5km四方危険度情報の時系列推移にグラフにおいて、危険度の2時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 ・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生)が発見された場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・過去の被災時雨量に達した場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合(追加) <p>避難指示(緊急)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(追加) ・「土砂災害危険度情報」の5km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、現在の危険度が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回る場合 ・土砂災害が発生した場合 ・前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 	<p>避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「土砂災害危険度情報」の1km四方危険度情報の時系列推移にグラフにおいて、危険度の2時間予測値が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回ると予測される場合 ・近隣で前兆現象(溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁や道路等にクラック発生)が発見された場合 ・近隣で土砂災害が発生した場合 ・過去の被災時雨量に達した場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・前兆現象(山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等)が発見された場合 <p>緊急安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害)が発表された場合 ・「土砂災害危険度情報」の1km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、現在の危険度が土砂災害発生の危険性が非常に高いとされる判定基準線を上回る場合 ・土砂災害が発生した場合 																																																																																																																																																								
	<p>3 その他 (1)～(3) (略) ※ 避難勧告等発令の決定については、上記基準に基づき、災害等の発生が予測される現場からの情報を、災害対策本部等で協議検討した上で行う。</p>	<p>3 その他 (1)～(3) (略) ※ 避難指示等発令の決定については、上記基準に基づき、災害等の発生が予測される現場からの情報を、災害対策本部等で協議検討した上で行う。</p>																																																																																																																																																								
<p>資-132</p>	<p align="center">13-1 ヘリポート予定地一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理責任者</th> <th>電話</th> <th>場所(運動場)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梅田台緑地</td> <td>公園緑地課長</td> <td>46-1111</td> <td>梅田湖右岸</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理責任者	電話	場所(運動場)	梅田台緑地	公園緑地課長	46-1111	梅田湖右岸	<p align="center">13-1 ヘリポート予定地一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>管理責任者</th> <th>電話</th> <th>場所(運動場)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梅田台緑地公園</td> <td>公園緑地課長</td> <td>46-1111</td> <td>梅田湖右岸</td> </tr> </tbody> </table>	施設名	管理責任者	電話	場所(運動場)	梅田台緑地公園	公園緑地課長	46-1111	梅田湖右岸																																																																																																																																								
施設名	管理責任者	電話	場所(運動場)																																																																																																																																																							
梅田台緑地	公園緑地課長	46-1111	梅田湖右岸																																																																																																																																																							
施設名	管理責任者	電話	場所(運動場)																																																																																																																																																							
梅田台緑地公園	公園緑地課長	46-1111	梅田湖右岸																																																																																																																																																							
<p>資-133</p>	<p align="center">14-1 災害備蓄品等備蓄状況</p> <p align="right">令和2年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>累計</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アルファ米</td><td>11,908</td><td>食</td><td></td></tr> <tr><td>カンパン</td><td>12,209</td><td>缶</td><td></td></tr> <tr><td>ビスケット</td><td>7,237</td><td>缶</td><td></td></tr> <tr><td>飲料水</td><td>14,974</td><td>ℓ</td><td></td></tr> <tr><td>毛布</td><td>1,639</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>幼児用オムツ</td><td>6,320</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>介護用オムツ</td><td>1,151</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>生理用品</td><td>150</td><td>パック</td><td></td></tr> <tr><td>ブルーシート</td><td>303</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>アルミマット</td><td>500</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>ラント</td><td>30</td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>単1型アルカリ乾電池</td><td>105</td><td>本</td><td></td></tr> <tr><td>発電機</td><td>26</td><td>台</td><td></td></tr> <tr><td>投光機(三脚付)</td><td>28</td><td>式</td><td></td></tr> <tr><td>ガソリン携行缶(10缶)</td><td>96</td><td>缶</td><td></td></tr> <tr><td>簡易トイレ(便座セット)</td><td>46</td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>簡易トイレ(薬剤)</td><td>9,625</td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>間仕切り</td><td>160</td><td>個</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 飲料水は上記のほか、震災対策用飲料水貯水槽10基及び間ノ島団地(飲料水兼用)防火水槽2基で、437トンを常時確保している。</p>	品目	累計	単位	備考	アルファ米	11,908	食		カンパン	12,209	缶		ビスケット	7,237	缶		飲料水	14,974	ℓ		毛布	1,639	枚		幼児用オムツ	6,320	枚		介護用オムツ	1,151	枚		生理用品	150	パック		ブルーシート	303	枚		アルミマット	500	枚		ラント	30	個		単1型アルカリ乾電池	105	本		発電機	26	台		投光機(三脚付)	28	式		ガソリン携行缶(10缶)	96	缶		簡易トイレ(便座セット)	46	個		簡易トイレ(薬剤)	9,625	個		間仕切り	160	個		<p align="center">14-1 災害備蓄品等備蓄状況</p> <p align="right">令和3年4月1日現在</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>累計</th> <th>単位</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>アルファ米</td><td>12,195</td><td>食</td><td></td></tr> <tr><td>カンパン</td><td>11,736</td><td>缶</td><td></td></tr> <tr><td>ビスケット</td><td>7,511</td><td>缶</td><td></td></tr> <tr><td>飲料水</td><td>15,000</td><td>ℓ</td><td></td></tr> <tr><td>毛布</td><td>1,699</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>幼児用オムツ</td><td>7,920</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>介護用オムツ</td><td>1,447</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>生理用品</td><td>450</td><td>パック</td><td></td></tr> <tr><td>ブルーシート</td><td>343</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>アルミマット</td><td>700</td><td>枚</td><td></td></tr> <tr><td>ラント</td><td>38</td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>単1型アルカリ乾電池</td><td>129</td><td>本</td><td></td></tr> <tr><td>発電機</td><td>34</td><td>台</td><td></td></tr> <tr><td>投光機(三脚付)</td><td>36</td><td>式</td><td></td></tr> <tr><td>ガソリン携行缶(10缶)</td><td>72</td><td>缶</td><td></td></tr> <tr><td>簡易トイレ(便座セット)</td><td>106</td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>簡易トイレ(薬剤)</td><td>21,625</td><td>個</td><td></td></tr> <tr><td>間仕切り</td><td>391</td><td>個</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 飲料水は上記のほか、震災対策用飲料水貯水槽10基及び間ノ島団地(飲料水兼用)防火水槽2基で、437トンを常時確保している。</p>	品目	累計	単位	備考	アルファ米	12,195	食		カンパン	11,736	缶		ビスケット	7,511	缶		飲料水	15,000	ℓ		毛布	1,699	枚		幼児用オムツ	7,920	枚		介護用オムツ	1,447	枚		生理用品	450	パック		ブルーシート	343	枚		アルミマット	700	枚		ラント	38	個		単1型アルカリ乾電池	129	本		発電機	34	台		投光機(三脚付)	36	式		ガソリン携行缶(10缶)	72	缶		簡易トイレ(便座セット)	106	個		簡易トイレ(薬剤)	21,625	個		間仕切り	391	個	
品目	累計	単位	備考																																																																																																																																																							
アルファ米	11,908	食																																																																																																																																																								
カンパン	12,209	缶																																																																																																																																																								
ビスケット	7,237	缶																																																																																																																																																								
飲料水	14,974	ℓ																																																																																																																																																								
毛布	1,639	枚																																																																																																																																																								
幼児用オムツ	6,320	枚																																																																																																																																																								
介護用オムツ	1,151	枚																																																																																																																																																								
生理用品	150	パック																																																																																																																																																								
ブルーシート	303	枚																																																																																																																																																								
アルミマット	500	枚																																																																																																																																																								
ラント	30	個																																																																																																																																																								
単1型アルカリ乾電池	105	本																																																																																																																																																								
発電機	26	台																																																																																																																																																								
投光機(三脚付)	28	式																																																																																																																																																								
ガソリン携行缶(10缶)	96	缶																																																																																																																																																								
簡易トイレ(便座セット)	46	個																																																																																																																																																								
簡易トイレ(薬剤)	9,625	個																																																																																																																																																								
間仕切り	160	個																																																																																																																																																								
品目	累計	単位	備考																																																																																																																																																							
アルファ米	12,195	食																																																																																																																																																								
カンパン	11,736	缶																																																																																																																																																								
ビスケット	7,511	缶																																																																																																																																																								
飲料水	15,000	ℓ																																																																																																																																																								
毛布	1,699	枚																																																																																																																																																								
幼児用オムツ	7,920	枚																																																																																																																																																								
介護用オムツ	1,447	枚																																																																																																																																																								
生理用品	450	パック																																																																																																																																																								
ブルーシート	343	枚																																																																																																																																																								
アルミマット	700	枚																																																																																																																																																								
ラント	38	個																																																																																																																																																								
単1型アルカリ乾電池	129	本																																																																																																																																																								
発電機	34	台																																																																																																																																																								
投光機(三脚付)	36	式																																																																																																																																																								
ガソリン携行缶(10缶)	72	缶																																																																																																																																																								
簡易トイレ(便座セット)	106	個																																																																																																																																																								
簡易トイレ(薬剤)	21,625	個																																																																																																																																																								
間仕切り	391	個																																																																																																																																																								

資-159	20-1 災害応援協定等一覧表					20-1 災害応援協定等一覧表				
	No.	協定名	締結日	締結先	締結内容	No.	協定名	締結日	締結先	締結内容
	14	水道災害相互応援に関する協定	S58.6.29 (H18.7.11)	両毛五市(館林市・太田市・みどり市・足利市・佐野市)	給水、復旧、資材提供(配水管接続)	14	水道災害相互応援に関する協定	S58.6.29 (H18.7.11)	両毛地区(足利市・佐野市 群馬東部水道企業団)	給水、復旧、資材提供(配水管接続)
	47	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H28.6.14	東日本電信電話株式会社	災害時における被災者等の通信確保	47	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	H28.6.14	東日本電信電話株式会社	災害時における被災者等の通信確保
	(追加)					48	災害時相互応援に関する協定	H28.8.8 (H10.4.30)	公益社団法人日本水道協会関東地方支部	給水、復旧、資器材提供等
	48	災害時における一時避難場所の施設利用に関する覚書	H28.12.12	桐生信用金庫	災害時における一時避難場所の施設利用の協力	49	災害時における一時避難場所の施設利用に関する覚書	H28.12.12	桐生信用金庫	災害時における一時避難場所の施設利用の協力
	49	災害時における測量、設計等の応援活動業務に関する協定書	H29.2.24	桐生測量設計業協同組合	災害時における測量、設計等の応援活動業務についての協力	50	災害時における測量、設計等の応援活動業務に関する協定書	H29.2.24	桐生測量設計業協同組合	災害時における測量、設計等の応援活動業務についての協力
	50	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する申し合せ書	H29.3.21	国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互協力	51	大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する申し合せ書	H29.3.21	国土交通省 関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所	大規模土砂災害等に備えた相互協力
	(追加)					52	上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定	H29.11.9	伊勢崎市水道事業	付近住民への飲料水用及び防火用のために配水する。
	51	原子力災害における水戸市民県外広域避難に関する協定	H30.2.15	水戸市	原子力災害時における県外広域避難	53	原子力災害における水戸市民県外広域避難に関する協定	H30.2.15	水戸市	原子力災害時における県外広域避難
	(追加)					64	上水道相互連絡管による相互応援配水に関する協定	R3.2.18	前橋市	付近住民への飲料水用及び防火用のために配水する。